

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）
- 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）（抄）
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（平成十六年条約第三号）（抄）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(昭和四十九年六月七日)

(政令第二百二号)

改正	昭和五四年	八月一四日政令第二三五号	同	二一年一〇月三〇日同	第一三四号
	同	五六六年一〇月二日同	第三〇二号	同	二六年三月一九日同
	同	五九年四月一三日同	第九七号	同	二八年三月二日同
	同	六一年九月一七日同	第二九七号	同	三〇年二月二一日同
	同	六一年一〇月三一日同	第三三五号	同	令和元年一二月二三日同
	同	六二年三月一〇日同	第四九号	同	三年四月二一日同
平成	元年	三月一二日同	第五九号	同	五年一二月一日同
	同	元年三月二九日同	第七五号	同	六年三月二九日同
	同	元年一二月一七日同	第三五一号	同	六年七月一〇日同
	同	二年九月一二日同	第二五九号	同	六年九月二七日同
	同	三年三月一五日同	第四九号	同	六年一二月一八日同
	同	六年三月一四日同	第七七号	同	第三八二号
	同	一二年三月一四日同	第九八号		
	同	一二年六月七日同	第三一一号		
	同	一二年一二月二七日同	第五四二号		
	同	一四年九月四日同	第二八七号		
	同	一五年一月一五日同	第五号		
同	一五年九月一九日同	第四一九号			

布する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第三条第一項ただし書、第十三条第一項、第十四条及び第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一 ポリ塩化ビフェニル

二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）

三 ヘキサクロロベンゼン

四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一一・四・エンド一一五・八・

ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第七条の表三の項において「アルドリン」という。）

五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一六・七エポキシ

一一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキ

ソ一一・四・エンド一一五・八・ジメタノナフタレン（別名ディ

ルドリン。第七条の表四の項において「デイルドリン」という。）

六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一六・七エポキシ

一一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエンド一一・四・エンド一一五・八・ジメタノナフタレン（別名エン

ドリン）

七 一・一・一一トリクロロ一一二・二・ビス（四・クロロフェニ

ル）エタン（別名DDT。第七条の表三の項において「DDT」という。）

八 一・二・四・五・六・七・八・八・オクタクロロ一一三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一一四・七・メタノ一一H・

インデン、一・四・五・六・七・八・八・ヘプタクロロ一一三a・

四・七・七aテトラヒドロ一一四・七・メタノ一一H・インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表五の項において「クロルデン類」という。）

九 ビス（トリブチルスズ）＝オキシド

十 N・N'ジトリル・バラーフェニレンジアミン、N・トリル

一一N'キシリル・バラーフェニレンジアミン又はN・N'ジキシリル・バラーフェニレンジアミン

十二 ポリクロロ一一二・ジメチル一一三・メチリデンビンクロ

一二・二・一ヘプタン（別名トキサフエン）

十三 ドデカクロロベンタシクロ「五・三・○・○・○・○・○」

デカン（別名マイレックス。第七条の表九の項において「マイレックス」という。）

十四 二・二・二・トリクロロ一一（二・クロロフェニル）一

一一（四・クロロフェニル）エタノール又は二・二・二・トリ

クロロ一一・一一・ビス（四・クロロフェニル）エタノール（別

名ケルセン又はジコホル）

十五 ヘキサクロロブタ一一・三・ジエン

十六 二一（二H一一・二・三・ベンゾトリアゾール一一イル）

一四・六・ジ・ターシヤリーブチルフェノール

十七 ペルフルオロ（オクタン一一スルホン酸）（別名PFOO。以下「PFOOS」という。）又はその塩

十八 ペルフルオロ（オクタンー—スルホニル）＝フルオリド

（別名PFOSE）

十九 ペンタクロロベンゼン

二十 r—c—t—c—t—c—t—c—t—
ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファーヘキサクロロシクロ
ヘキサン）

二十一 r—t—c—t—c—t—c—t—
ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベーターヘキサクロロシクロ
ヘキサン）

二十二 r—c—t—c—t—c—t—
ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマーヘキサクロロシクロ
ヘキサン）

二十三

〔五・三・○・○・○・○〕

デカントン（別名クロルデコン）

二十四 ヘキサブロモビフェニル

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロ

モジフェニルエーテル。第七条の表十二の項において「テトラ
ブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロ
モジフェニルエーテル。第七条の表十三の項において「ペンタ
ブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロ
モジフェニルエーテル）

二十八 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロ
モジフェニルエーテル）

二十九 六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ—c—五・五a・

六・九・九a—ヘキサヒドロ—六・九—メタノ—二・四・三—
ベンゾジオキサチエピン＝三—オキシド（別名エンドスルフア
ン又はベンゾエピン）

三十 ヘキサブロモシクロドデカン

三十一 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

三十二 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）

三十三 一・'—オキシビス（一・三・四・五・六—ペンタブロ

モベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル。第七条の

表十七の項において「デカブロモジフェニルエーテル」という。）

三十四 ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）若しくはペル

フルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。次号ハにおいて同じ。）又はこれらの塩（以下「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）

三十五 ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）

イ 一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・

七・七・八・八—ヘプタデカフルオロ—八—ヨードオクタン
（別名ペルフルオロオクチル＝ヨージド。以下「ペルフルオ

ロオクチル||ヨージド」という。)

口 三・三・四・四・五・五・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデカン一一オール(別名八・二フルオロテロマーアルコール。以下「八・二フルオロテロマーアルコール」という。)

ハイ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が七のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの

三十六 ペルフルオロ(ヘキサン一一スルホン酸)(別名PFH_xS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。)又はこれらの塩(以下「PFH_xS若しくはその異性体又はこれらの塩」といいう。)

三十七 二一(二H一一・二・三一一ベンゾトリアゾール一一イ
ル)一四・六一ジ一ターシヤリ一ベンチルフェノール(別名UV一三三一八。第七条の表二十一の項において「UV一三三一八」という。)

令六政三八二・一部改正)

(第二種特定化学物質)

第二条 法第二条第三項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 トリクロロエチレン
- 二 テトラクロロエチレン
- 三 四塩化炭素
- 四 トリフェニルスズ||N・N-ジメチルジチオカルバマート
- 五 ハイドロキシメチルアルコール
- 六 ハイドロキシメチルアルコール
- 七 ハイドロキシメチルアルコール
- 八 ハイドロキシメチルアルコール
- 九 ハイドロキシメチルアルコール
- 十 ハイドロキシメチルアルコール
- 十一 ハイドロキシメチルアルコール
- 十二 ハイドロキシメチルアルコール
- 十三 ハイドロキシメチルアルコール
- 十四 ハイドロキシメチルアルコール
- 十五 ハイドロキシメチルアルコール
- 十六 ハイドロキシメチルアルコール
- 十七 ハイドロキシメチルアルコール
- 十八 ハイドロキシメチルアルコール
- 十九 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十一 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十二 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十三 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十四 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十五 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十六 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十七 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十八 ハイドロキシメチルアルコール
- 二十九 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十一 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十二 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十三 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十四 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十五 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十六 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十七 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十八 ハイドロキシメチルアルコール
- 三十九 ハイドロキシメチルアルコール

十四ードデカクロロ一一・四・四a・五・六・六a・七・十・十a・十一・十二・十二a・ードデカヒドロ一一・四・七・十・ジメタノジベンゾ「a・e」「八」アンヌレン(別名デクロランプラス。以下「デクロランプラス」という。)

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)の意見を聞くものとする。

(昭五四政二二五・昭五六政三〇二・昭六一政二九七・昭六一政三三五・平元政三五一・平一二政五四二・平一四政二八七・平一七政一三四・平一九政三三一・平二一政二五六・平二一政二五七・平二六政六八・平二八政五一・平三〇政三五・令三政一四四・令五政三四三・令六政二四四・

- 五 トリフェニルスズ＝フルオリド
- 六 トリフェニルスズ＝アセタート
- 七 トリフェニルスズ＝クロリド
- 八 トリフェニルスズ＝ヒドロキシド
- 九 トリフェニルスズ＝脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十のものに限る。）
- 十 トリフェニルスズ＝クロロアセタート
- 十一 トリブチルスズ＝メタクリラート
- 十二 ビス（トリブチルスズ）＝フマラート
- 十三 トリブチルスズ＝フルオリド
- 十四 ビス（トリブチルスズ）＝二・三ジブロモスクシナート
- 十五 トリブチルスズ＝アセタート
- 十六 トリブチルスズ＝ラウラート
- 十七 ビス（トリブチルスズ）＝フタラート
- 十八 アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）
- 十九 トリブチルスズ＝スルファマート
- 二十 ビス（トリブチルスズ）＝マレアート
- 二十一 トリブチルスズ＝クロリド
- 二十二 トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナー）
- 二十三 トリブチルスズ＝一・二・三・四・四a・四b・五・六・

十・十a－デカヒドロ－七－イソプロピル－一・四a－ジメチル－－－フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）

二十四 ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が九のものに限る。第九条の表四の項において「NPE」という。）

（平元政七五・追加、平元政三五一・平二政二五九・一部改正、平二一政二五七・旧第一条の二繰下、令六政三一〇・一部改正）

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第三条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必

要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規化学物質による環境の汚染が輸出されるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

3 法第三条第二項の政令で定める数量は、一トンとする。

(平一五政四一九・全改、平二二政二五七・旧第二条繰下、平三〇政三五・一部改正)

(審査の特例等の対象となる場合)

第四条 法第五条第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

2 法第五条第五項の政令で定める数量は、十トンとする。

(平一五政四一九・追加、平二二政二五七・旧第二条の二繰下・一部改正、平三〇政三五・一部改正)

(一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

第五条 法第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める数量は、一トンとする。

(平二一政二五七・追加)

(優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

(平二一政二五七・追加)

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学物質	製品
一 ポリ塩化ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料
三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙	
四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器	
五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー	
六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ	

二 ポリ塩化ナ フタレン (塩素 数が二以上の ものに限る。)	一 潤滑油及び切削油
二 アルドリン 及び DDT	二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止 剤
三 アルドリン 及び DDT	三 塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用 のものに限る。)
四 デイアルドリ ン	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止 剤
五 クロルデン ン	二 塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用 のものに限る。)
六 ビス (トリブ チルスズ) ハオ	三 羊毛 (脂付き羊毛を除く。)
七 N · N' - ジ トリル - パラ -フェニレン	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止 剤
八 二・四・六 - トリーターシ ヤリーブチル フェノール	二 塗料 (防腐用又は防虫用のものに限 る。)
九 マイレック ス	五 防腐木材及び防虫木材
十 二 - (- H -)	二 防腐合板及び防虫合板
一一 一 化粧板	二 塗料 (貝類、藻類その他の水中の生物 一 防腐剤及びかび防止剤

キシド の付着防止用のものに限る。) 及び印刷 用インキ	三 漁網
七 N · N' - ジ トリル - パラ -フェニレン	一 ゴム老化防止剤
八 二 - (- H -)	二 スチレンブタジエンゴム
九 マイレック ス	一 酸化防止剤その他の調製添加剤 (潤滑 油用又は燃料油用のものに限る。)
十 二 - (- H -)	二 潤滑油

十一 PFOs 又はその塩	ル) 一四・六一 ジーターシヤ エノール リーブチルフ
十二 接着剤（動植物系のものを除く。）、 パテ及び閉そく用又はシーリング用の 充填料	三 塗料及び印刷用インキ 四 ヘルメット 五 ラジエーターグリルその他の自動車の 部品（金属製のものを除く。） 六 照明カバー 七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレ ーム 八 防臭剤 九 ワツクス 十 サーフボード 十一 インキリボン 十二 印画紙 十三 ボタン 十四 管、浴槽その他のプラスチック製品 （成形したものに限る。）
十三 糸を紡ぐために使用する油剤 金属の加工に使用するエッティング剤 圧電フィルタ又は半導体の製造に使	一 航空機用の作動油

十五 ペンタク ロロフェノーテル	ル又はその塩 若しくはエス テル	十六 ポリ塩化 直鎖パラフィ ン（炭素数が十 から十三まで のものであつ て、塩素の含有 量が全重量の 四十八パーセ ントを超える ものに限る。）	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 生地に防炎性能を与えるための調製 添加剤 三 樹脂用又はゴム用の可塑剤 四 塗料（防水性かつ難燃性のものに限 る。） 五 接着剤及びシーリング用の充填料 六 皮革用の加脂剤	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止 剤 二 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 三 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 四 にかわ
十七 デカブロ モジフェニル エーテル	生地	一 防炎性能を与えるための処理をした 二 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与え るための調製添加剤		四 防炎性能を与えるための処理をした 木材用の泡ボリスチレンビーズ カーテン

三	接着剤及びシーリング用の充填料	四	防炎性能を与えるための処理をした 床敷物	
五	防炎性能を与えるための処理をした 力ーテン	六	防炎性能を与えるための処理をした 旗及びのぼり	
七	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした紙	八	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした紙	
九	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした生地	十	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	
十一	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	一二	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	
		三四	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	
		五	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	
		六	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	
		七	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	
		八	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	
		九	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	
		一〇	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	
		一一	耐水性能又は耐油性能を与えるため の処理をした衣服	

五 接着剤及びテープ

製品とする。

- | 第二種特定化学物質 | 製品 |
|--------------|--------------------------------------|
| 一 トリクロロエチレン | 一 接着剤（動植物系のものを除く。）
二 塗料（水系塗料を除く。） |
| 二 テトラクロロエチレン | 一 加硫剤
二 接着剤（動植物系のものを除く。） |
| 三 スズ化合物 | 三 塗料（水系塗料を除く。）
四 洗浄剤 |
| 四 N P E | 五 繊維製品用仕上加工剤 |
- （昭五四政二二五・全改、昭五六政三〇二・昭六一政二九七・昭六一政三三五・平元政三五一・平一二政三一一・平二政五四二・平一四政二八七・平一五政五・平一九政三二三一・平二一政二五六・一部改正、平二一政二五七・旧第三条繰下・一部改正、平二六政六八・平二八政五二・平三〇政三五・令三政一四四・令五政三四三・令六政二四四・令六政三八二・一部改正）

（第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品）

第八条 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質（次条の表三の項において「トリブチルスズ化合物」という。）については、塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）とする。

- （平二政二五九・追加、平一四政二八七・旧第四条の二繰上、平二一政二五七・旧第四条繰下・一部改正、平三〇政三五・旧第十条繰上・一部改正）

（技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用される製品）

第九条 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる

（手数料）

第十条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならない者	金	電子申請による場合における金額
一 法第十七条第一項の許可を受けようとする者	二十二万六百円	二十一万三千七百円
二 法第二十一条第一項の許可を受けようとする者	十二万千七百円	十一万七千二百円
三 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者	四万六千七百円	三万九千九百円

正、平三〇政三五・旧第十二条繰上、令元政一八三・一部改正

（審議会等で政令で定めるもの）

第十一条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるどおりとする。

厚生労働大臣	薬事審議会
経済産業大臣	化学物質審議会

（平二二政三一一・追加、平一四政二八七・旧第六条繰下、平一五政四一九・一部改正、平二一政二五七・旧第七条繰下・一部改正、平三〇政三五・旧第十三条繰上、令六政一〇二・一部改正）

附 則 (施行期日)

1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止）

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場

合を定める政令（昭和四十九年政令第百二号）は、廃止する。

（経過措置）

3 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

期日	第一種特定化学物質	用途
令和七年十 二月三日	ハ・二フルオロ テロマーアルコ ール	穿刺若しくは切開を伴う方 法又は人の体内に植え込む 方法で用いられる医療機器 の製造に使用する合成樹脂 の原料となる——〔（三・ 三・四・四・五・五・六・ 六・七・七・八・八・九・ 九・十・十・十一ヘプタデ カフルオロデシル）オキシ〕 クリラートの製造
令和十八年 十二月三十 一日	ペルフルオロオ クチル＝ヨージ	医薬品の製造に使用する一 ——ブロモ一一・一・二・二・ 六・六・七・七・八・八・ ド

4 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

令和十二年 二月二十六 日	デクロランプラ ス	八一ヘプタデカフルオロオ クタン（別名ペルフルオロ オクチル＝プロミド）の製 造
		防衛省設置法（昭和二十九 年法律第百六十四号）第四 条第一項第十三号に規定す る装備品等に使用する断熱 材の製造

(平三〇政三五・全改、令三政一四四・令五政三四三・一部改正、令六政二四四・旧第三項繰下・一部改正)

附 則 (昭和五四年八月一四日政令第二二五号)

この政令は、昭和五十四年八月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十月十一日から施行する。

附 則 (昭和五六年一〇月二日政令第三〇二号)

この政令は、昭和五十六年十月十二日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年四月一三日政令第九七号)

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月一七日政令第二九七号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、昭和六十一年十一月二十一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一〇月三一日政令第三三五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年四月一日）から施行する。ただし、第二条第一項第二号の改正規定は、同年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第四九号) 抄

1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二二日政令第五九号) 抄

1 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二九日政令第七五号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二七日政令第三五一号)

（施行期日）

1 この政令は、平成二年一月六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年九月一二日政令第二五九号)

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年三月二五日政令第四九号) 抄

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月二四日政令第七七号) 抄

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二四日政令第六七号) 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二四日政令第九八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二七日政令第五四二号)

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年九月四日政令第二八七号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十四年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月一五日政令第五号)

この政令は、平成十五年三月十五日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一九日政令第四一九号)

(施行期日)

1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

(確認に関する経過措置の対象となる者)

2 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又

は輸入する者とする。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五七号) 抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一三四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三一日政令第三二二号)

この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一〇月三〇日政令第二五六号)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日

二 第三条の次に二条を加える改正規定(第三条の三に係る部分に限る。)、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正

規定 平成二十二年十月一日

附 則 (平成二一年一〇月三〇日政令第二五七号)

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月一九日政令第六八号)

この政令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二日政令第五二号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七

条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年二月二一日政令第三五号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の表の改正規定 平成三十年十月一日

二 第三条の改正規定及び第四条の改正規定 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年一月一日）

附 則 （令和元年一二月一三日政令第一八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 （令和三年四月二一日政令第一四四号）

この政令は、令和三年十月二十二日から施行する。

附 則 （令和五年一二月一日政令第三四三号）

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定及び附則第三項の表の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （令和六年三月二九日政令第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第一百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対してもとみなす。

附 則 （令和六年七月一〇日政令第二四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次条から附則第四条までの規定 公布の日

二 第一条第三十四号の改正規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

(経過措置)

第二条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（次条において「新令」という。）第一条第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案のために、同条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

第三条 新令第一条第三十五号イ又はロに掲げる第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下この条及び次条において「法」という。）第二条第二項に規定する第一種特定化学物質をいう。）の製造に係る法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日前においても、当該許可の申請を行うことができる。

第四条 経済産業大臣は、前条の規定による申請があつた場合には、この政令の施行の日前においても、法第十七条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間ににおける同号に掲げる改正規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第三十四号の規定の適用については、同号中「PFOA」と

あるのは「PFOA。以下「PFOA」という。」と、「限る。次号ハにおいて同じ」とあるのは「限る」と、「塩（以下「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）」とあるのは「塩」とする。

附 則（令和六年九月二七日政令第三一〇号）

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（届出等に関する経過措置）

2 この政令の施行の日の前日において優先評価化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項に規定する優先評価化学物質をいう。）として指定されている化学物質（同条第一項に規定する化学物質をいう。以下この項において同じ。）であつてこの政令による改正後の第二条二十四号に掲げる化学物質に該当するものは、令和七年度における同法第九条第一項の規定（当該規定に係る罰則を含む。）及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する優先評価化学物質とみなす。（罰則に関する経過措置）

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年一二月一八日政令第三八二号）
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定は、公布の日から起算して

六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日から第七条の表の改正規定の施行の日の前日までの間におけるこの政令による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号及び第三十九号の規定の適用については、同項第三十七号中「UV—三二八。第七条の表二十一の項において「UV—三二八」という。」とあるのは「UV—三二八」と、同項第三十九号中「以下」とあるのは「附則第三項の表令和十二年二月二十六日の項において」とする。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(昭和四十八年十月十六日)

(法律第百十七号)

第七十五回特別国会

第一次田中（角栄）内閣

改正 昭和五〇年七月一五日法律第六八号

同 五八年五月二十五日同 第五七号

同 六一年五月七日同 第四四号

平成 二年六月一九日同 第三三号

同 五年一月一二日同 第八九号

同 一年一二月八日同 第五一号

同 一年一二月二三日同 第一六〇号

同 一四年七月三一日同 第九六号

同 一五年五月一八日同 第四九号

同 一五年五月三〇日同 第五五号

同 一七年四月一七日同 第三三号

同 二一年五月一〇日同 第三九号

同 二五年一月二七日同 第八四号

同 二五年一二月一三日同 第一〇三号

同 二六年六月一三日同 第六九号

同 二九年六月七日同 第五三号

同 三〇年六月一三日同 第四六号

同 三〇年六月一五日同 第五三号
令和元年六月一四日同 第三七号

同 元年一二月四日同 第六二号
同 元年一二月四日同 第六三号

同 四年六月一七日同 第六八号
同 五年一二月一三日同 第八四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律をここに公布する。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制（第三条—第七条）

第三章 一般化学物質等に関する措置（第八条・第八条の二）

第四章 優先評価化学物質に関する措置（第九条—第十二条）

第五章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 監視化学物質に関する措置（第十三条—第十六条）

第二節 第一種特定化学物質に関する規制（第十七条—第三十

四条）

第六章 第二種特定化学物質に関する規制（第三十五条—第三十

七条）

第七章 雜則（第三十八条—第五十六条）

第八章 罰則（第五十七条—第六十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。

(昭六一法四四・平一五法四九・平二二法三九・一部改正)

(定義等)

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質及び次に掲げる物を除く。）をいう。

一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条
第三項に規定する特定毒物

二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第

一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料

三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬（同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む。）

2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のい

ずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ 及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、か

つ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当すること。

(1) 繙続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

(2) 繙続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

3 この法律において「第二種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 繼続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

二 イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 繼続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

4 この法律において「監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質（新規化学物質を除く。）で厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一 第二項第一号イに該当するものであり、かつ、同号ロに該当するかどうか明らかであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成す

る化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

5 この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

6 この法律において「新規化学物質」とは、次に掲げる化学物質以外の化学物質をいう。

一 第四条第五項（第五条第九項において読み替えて準用する場合及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した化学物質

二 第一種特定化学物質

三 第二種特定化学物質

四 優先評価化学物質（第十一条（第一号ニに係る部分に限る。）

の規定により指定を取り消されたものを含む。)

五 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質（前各号に掲げるものを除く。）

六 附則第四条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した同条に規定する表に記載されている化学物質（前各号に掲げるものを除く。）

七 この法律において「一般化学物質」とは、次に掲げる化学物質（優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質を除く。）をいう。

一 前項第一号、第五号又は第六号に掲げる化学物質

二 第十一条（第二号ニに係る部分に限る。）の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質

八 この法律において「特定一般化学物質」とは、一般化学物質のうち、次の各号のいずれかに該当する化学物質をいう。

一 イ又はロのいずれかに該当すること。

イ 繼続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

二 イ又はロのいずれかに該当すること。

イ 繼続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

九 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項又は第五項の規定により一の化学物質を監視化学物質又は優先評価化学物質として指定したときは、遅滞なく、その名称を公示しなければならない。

（昭六一法四四・平二法三三・平一一法一六〇・平一五法四九・平二一法三九・平二九法五三・令元法六三・令五法八四・一部改正）

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制

（製造等の届出）

第三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいず

れかに該当するときは、この限りでない。

一 第七条第一項の届出をし、同条第二項において準用する次条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が同条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するものである旨の通知を受けた者からその通知に係る新規化学物質を輸入しようとするとき。

二 試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようと/or>るとき。

三 試薬（化学的方法による物質の検出若しくは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいう。以下同じ。）として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき。

四 その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合に該当する旨の厚生労働省令、経済産業省令、環境大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け

て、その新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量（第五条第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。）に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量を合計した数量が政令で定める数量を超えることとなる場合には、同号の確認をしてはならない。

五一の年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量（その新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする者にあつては、これらを合計した数量。第五条第一項及び第四項第一号において同じ。）が政令で定める数量以下の場合であ

つて、既に得られている知見等から判断して、その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるものでない旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、かつ、その確認に係る数量以下のその新規化学物質を当該年度において製造し、又は輸入するとき。

六 その新規化学物質が、高分子化合物であつて、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める基準に該当する旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生

労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受けて、その新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

れかに該当するときは、第一項第四号の確認を取り消さなければならぬ。

一 第一項第四号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第四号の確認を受けた者が、その確認を受けたところに従つてその確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していないと認めるとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第一項第四号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがあると認めるとき。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第五号の確認を取り消さなければならぬ。

一 第一項第五号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第五号の確認を受けた者が、その確認に係る数量を超えてその確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していると認めるとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第一項第五号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

5 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第六号の確認を取り消さなければならぬ。

ならない。

一 第一項第六号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第六号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

(昭五八法五七・昭六一法四四・平一一法一六〇・平一五
法四九・平二一法三九・平二九法五三・一部改正)

(審査)

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

一 第二条第二項各号のいずれかに該当するもの

二 イに該当するものであつて、かつ、口に該当しないもの

(1) 第二条第三項第一号イに該当する疑いのあるもの（同号

イに該当するものを含み、自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

(2) 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化に

より生成する化学物質（元素を含む。）が(1)に該当するものであること。

口 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限り、第二条第二項第一号に該当するものを除く。）であること。

(2) 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が(1)に該当するものであること。

三 前号イに該当せず、かつ、同号ロに該当するもの

四 第二号イ及びロのいずれにも該当するもの

五 第一号又は第二号イ若しくはロのいずれにも該当しないもの

六 第一号から第四号までに該当するかどうか明らかでないもの

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第六号に該当すると判定したときは、速やかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号から第五号までのいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の判定を行うために必要があると認めるときは、前条第一項の届出をした者に対し、当該届出に係る新規化学物質の性状に関する第七項に規

定する試験の試験成績を記載した資料その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める資料の提出を求めることができる。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により判定した場合において、前条第一項の届出に係る新規化学物質が、第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するものであつて、第二条第八項各号のいずれかに該当するもの

（以下「特定新規化学物質」という。）と判定したときは、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。ただし、第二条第五項の規定による指定をされたものについては、この限りでない。

5 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するものである旨の通知をしたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称を公示しなければならない。

ただし、第二条第五項の規定による指定をされたものについては、この限りでない。

6 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項の規定による通知をしたときは、前項の規定による公示の際、併せて第四項の判定の結果を公示しなければならない。

7 第一項、第二項及び第四項の判定を行うために必要な試験の項目その他の技術的な事項は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める。

8 前項の命令を定めるに当たつては、化学物質の安全性の評価に

関する試験の項目の設定についての国際的動向その他化学物質の

安全性の評価についての技術上の基準に関する動向に十分配慮す
るよう努めなければならない。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・平一五法四九・平二一
法三九・平二九法五三・一部改正)

(製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特

例等)

第五条 第三条第一項の届出をしようとする者で、一の年度におけるその届出に係る新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量が第四項第一号の政令で定める数量以下であるものは、その届出に際し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところ

により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その

新規化学物質が前条第一項第六号に該当する場合にはそれが次の各号のいずれかに該当するかどうかの判定を行うよう申し出ることができる。

一 イ及びロに該当する化学物質であること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものでないこと。

ロ 前条第一項第二号から第四号までに該当するかどうか明らかでないものであること。

二 当該新規化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生

成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の申出があつた場合において、前条第一項の判定に際してその申出に係る新規化学物質が同項第六号に該当すると認めるときは、同項の規定にかかるわらず、第三条第一項の届出を受理した日から二月以内に前条第一項第六号に該当する旨の判定を行うことに代えて、その申出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果を前項の申出をした者に通知しなければならない。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 前項各号のいずれかに該当するもの
二 前項各号に該当しないもの
三 前項各号のいずれかに該当するかどうか明らかなないもの

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の申出に係る新規化学物質が前項第三号に該当すると判定したときは、速やかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその申出をした者に通知しなければならない。

4 第二項又は前項の規定によりその申出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、毎年度、

あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めると
こりにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出
て、その通知に係る新規化学物質の製造又は輸入が次の各号に該
当する旨の確認を受けることができる。

一 申出に係る年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又
は輸入予定数量が政令で定める数量以下であること。

二 既に得られている知見等から判断して、その新規化学物質に
よる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植
物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるもので
ないこと。

5 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物
質に係る前項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定
数量（第三条第一項第五号の規定による確認に係る製造予定数量
及び輸入予定数量を含む。）に基づき環境に影響を及ぼすものと
して厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により
算出される当該新規化学物質の数量を合計した数量が政令で定め
る数量を超えることとなる場合には、前項の確認をしてはならな
い。

6 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいず
れかに該当するときは、第四項の確認を取り消さなければならな
い。

一 第四項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受け
たとき。

二 第四項の確認を受けた者が、その確認に係る数量を超えてそ
の確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していると認め
るとき。

三

前号に掲げる場合のほか、第四項の確認に係る新規化学物質
による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動
植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認
めるとき。

7

第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が
第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、必要
があると認めるときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令
で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大
臣に対し、その通知に係る新規化学物質に関して次項の判定を行
うよう申し出ることができる。

8

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二項若しくは
第三項の規定により第一項の申出に係る新規化学物質が第二項第
二号に該当するものである旨の通知を行つたとき、第四項の申出
に係る新規化学物質の製造若しくは輸入が同項各号に該当する旨
の確認を行わなかつたとき、同項の確認を取り消したとき、又は
前項の申出があつたときは、速やかに、その新規化学物質につい
て実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が第
四条第一項第一号から第五号までのいずれに該当するかを判定し、
その結果をその新規化学物質について第一項の申出をした者に通
知しなければならない。

9 前条第七項及び第八項の規定は第二項の判定に、同条第三項、

第七項及び第八項の規定は第三項の判定に、同条第三項から第八項までの規定は前項の判定に準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第五条第八項」と読み替えるものとする。

(平一五法四九・追加、平二一法三九・旧第四条の一縲下・

一部改正、平二九法五三・一部改正)

(製造等の制限)

第六条 第三条第一項の届出をした者は、第四条第一項若しくは第二項又は前条第八項の規定によりその届出に係る新規化学物質について第四条第五項(前条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する通知を受けた後でなければ、その新規化

学物質を製造し、又は輸入してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入が第三条第一項

各号のいずれかに該当するとき。

二 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入について前条第四項の規定による確認を受けた場合(同条第六項の規定によりその確認が取り消された場合を除く。)において、その確認に係る数量以下のその新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・平一五法四九・一部改

正、平二一法三九・旧第五条縲下・一部改正、平二九法五

三・一部改正)

(外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等)

第七条 外国において本邦に輸出される新規化学物質を製造しようとする者又は新規化学物質を本邦に輸出しようとするとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出ることができる。

2 第四条の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第一項中「三月以内」とあるのは、「四月以内」と読み替えるものとする。

(昭五八法五七・追加、平一一法一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第五条の一縲下)

第三章 一般化学物質等に関する措置

(平二一法三九・追加、平二九法五三・改称)

(製造数量等の届出)

第八条 一般化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、一般化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 試験研究のため一般化学物質を製造し、又は輸入したとき。

二 一の一般化学物質につき、その者に係る当該一般化学物質の製造数量又は輸入数量(当該一般化学物質を製造し、及び輸入

した者にあつては、これらを合計した数量) が政令で定める数量に満たないとき。

三 第二条第二項各号又は第三項各号のいづれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を製造し、又は輸入したとき。

2 前項(第三号を除く。)の規定は、第四条第五項(第五条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する通知に係る新規化学物質を製造し、又は輸入した者(当該通知を受けた者に限る。)及び前条第二項において準用する第四条第五項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入した者について準用する。

(平二一法三九・追加、平二九法五三・一部改正)

(情報の提供)

第八条の二 特定一般化学物質の製造の事業を営む者、業として特定一般化学物質を使用する者その他の業として特定一般化学物質を取り扱う者(第三十九条及び第四十二条において「特定新規化学物質取扱事業者」という。)は、特定新規化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に對し、その譲渡し、又は提供するものが特定新規化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

2 特定新規化学物質の製造の事業を営む者、業として特定新規化学物質を使用する者その他の業として特定新規化学物質を取り扱う者(第三十九条及び第四十二条において「特定新規化学物質取扱事業者」という。)は、特定新規化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に對し、その譲渡し、又は提供するものが特定新規化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

(平二九法五三・追加)

第四章 優先評価化学物質に関する措置

(平二一法三九・追加)

(製造数量等の届出)

第九条 優先評価化学物質(第二条第三項各号のいづれかに該当することにより第二種特定化学物質として指定されているものを除く。以下この条、第十二条及び第四十一条において同じ。)を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前年度の優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいづれかに該当するときは、この限りでない。

一 試験研究のため優先評価化学物質を製造し、又は輸入したところ相手方に対し、当該特定一般化学物質の名称及びその譲渡し、

又は提供するものが特定一般化学物質である旨の情報を提供する相手方に対し、当該特定一般化学物質の名称及びその譲渡し、

し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量)が政令で定める数量に満たないとき。

2 経済産業大臣は、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の優先評価化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(平二一法三九・追加)

(優先評価化学物質に係る有害性等の調査)

第十条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の優先評価化学物質につき、第二条第五項に規定する評価を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営む者(これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。次項において同じ。)に対し、当該優先評価化学物質の性状に関する第四条第七項に規定する試験であつて厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものの試験成績を記載した資料の提出を求めることができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経渌産業省令、環境省令で定めるところにより、一の優先評価化学物質につき、前項の試験成績その他の当該優先評価化学物質に関する得られて知見からみて、第二条第三項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であつて、その性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、当該優先評

価化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該優先評価化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営む者に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査(継続的に当該化学物質が摂取される場合における人の健康に及ぼす影響又は継続的に当該化学物質が摂取され、若しくはこれにさらされる場合における生活環境動植物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査をいう。第四項において同じ。)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による求めに係る試験又は第二項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該試験又は当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

(平二一法三九・追加、平二九法五三・一部改正)

(優先評価化学物質の指定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、優先評価化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質（第二条第三項各号のいずれにも該当する場合に限る。）又は監視化学物質に指定されたとき。

二 前条第一項の資料の提出、同条第二項の報告その他により得られた知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、次イからニまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該優先評価化学物質が第二条第三項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

ロ 当該優先評価化学物質が第二条第三項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

ハ 当該優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質が当該各号のうち他の号に該当すると認めるに至つたとき。

二 当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

(平二一法三九・追加、平二九法五三・一部改正)

第十二条の二 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条（第二号ニに係る部分に限る。）の規定により優先評価化学物質の指定を取り消した化学物質が特定一般化学物質に該当するときは、同条の規定による公表の際、併せてその旨を公表しなければならない。

(平二九法五三・追加)

(情報の提供)

第十二条 優先評価化学物質の製造の事業を営む者、業として優先評価化学物質を使用する者その他の業として優先評価化学物質を取り扱う者（以下「優先評価化学物質取扱事業者」という。）は、優先評価化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該優先評価化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが優先評価化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

(平二一法三九・追加)

第五章 第一種特定化学物質に関する規制等

(昭六一法四四・平一五法四九・改称、平二一法三九・旧

第三章繰下)

第一節 監視化学物質に関する措置

(平一五法四九・追加、平二一法三九・改称)

(製造数量等の届出)

第十三条 監視化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、監視化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため監視化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、監視化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の監視化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(平一五法四九・追加、平二一法三九・旧第五条の三繰下・一部改正)

(監視化学物質に係る有害性の調査)

第十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の監視

化学物質につき、第二条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であつて、その製造、輸入、使用等の状況からみて、当該監視化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該監視化学物質による環境の汚染が生じるおそれがあると見込まれるため、当該監視化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要が

あると認めるに至ったときは、当該監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。）に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査（当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康又は高次捕食動物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査をいう。第二項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る監視化学物質が第二条第二項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

(平一五法四九・追加、平二一法三九・旧第五条の四繰下・一部改正)

(監視化学物質の指定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、監視化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一 第一種特定化学物質に指定されたとき。

二 前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、第二

条第二項各号に該当しないと認めるに至つたとき。

(平一五法四九・追加、平二一法三九・旧第五条の五繰下・
一部改正)

(情報の提供)

第十六条 監視化学物質の製造の事業を営む者、業として監視化学物質を使用する者その他の業として監視化学物質を取り扱う者

(以下「監視化学物質取扱事業者」という。)は、監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該監視化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが監視化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

(平二一法三九・追加・旧第五条の六繰下・一部改正)

第二節 第一種特定化学物質に関する規制

(平一五法四九・節名追加)

(製造の許可)

第十七条 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、

第一種特定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書

を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の
氏名

二 事業所の所在地

三 第一種特定化学物質の名称

四 製造設備の構造及び能力

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に通知するものとする。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・一部改正、平二一法三
九・旧第六条繰下・一部改正)

第十八条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、第一種特定化学物質を製造してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を製造するときは、この限りでない。

(昭六一法四四・一部改正、平二一法三九・旧第七条繰下)

(欠格条項)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十七条第一項の許可を与えない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十三条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 心身の故障により第一種特定化学物質の製造の事業を適正に行なうことができない者として経済産業省令で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

(平一一法一五一・一部改正、平二一法三九・旧第八条繰

下・一部改正、令元法三七・一部改正)

(許可の基準)

第二十条 経済産業大臣は、第十七条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その許可をすることによつて当該第一種特定化学物質の製造の能力が当該第一種特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。

二 製造設備が厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・一部改正、平二二法三
九・旧第九条繰下・一部改正)

(変更の許可等)

第二十一条 第十七条第一項の許可を受けた者（以下「許可製造業者」という。）は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可製造業者は、第十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

4 第十七条第三項の規定は、第一項の許可及び第二項の届出に準用する。

(平一一法一六〇・一部改正、平二二法三九・旧第十条繰
下・一部改正)

(輸入の許可)

第二十二条 第一種特定化学物質を輸入しようとするとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を輸入しようとするとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとするとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第一種特定化学物質の名称

三 輸入数量

3 第十七条第三項の規定は、第一項の許可に準用する。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・一部改正、平二二法三
九・旧第十一条繰下・一部改正)

(許可の基準等)

第二十三条 経済産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る第一種特定化学物質の輸入が当該第一種特定化学物質の需要を満たすため必要であると認めるとき

でなければ、同項の許可をしてはならない。

- 2 第十九条の規定は、前条第一項の許可に準用する。この場合において、第十九条第三号中「製造」とあるのは、「輸入」と読み替えるものとする。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第十四条繰下・一部改正)

(製品の輸入の制限)

- 第二十四条** 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下「第一種特定化学物質使用製品」という。)を輸入してはならない。

- 2 前項の政令は、第一種特定化学物質ごとに、海外における当該第一種特定化学物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。

(昭六一法四四・平一五法四九・一部改正、平二一法三九・旧第十三条繰下)

(使用の制限)

- 第二十五条** 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

一 当該用途について他の物による代替が困難であること。

二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を

生ずるおそれがないこと。

(昭六一法四四・一部改正、平二一法三九・旧第十四条繰下・一部改正)

(使用の届出)

第二十六条 第一種特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を業として使用しようとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の所在地

三 第一種特定化学物質の名称及びその用途

- 2 前項の届出をした者(以下「届出使用者」という。)は、同項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 3 第十七条第三項の規定は、前二項の届出について準用する。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第十五条繰下・一部改正)

(承継)

第二十七条 許可製造業者、第二十二条第一項の許可を受けた者(以下「許可輸入者」という。)又は届出使用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、

その者) 又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を、許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した者にあつては経済産業大臣に、届出使用者の地位を承継した者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

3 第十七条第三項の規定は、前項の届出について準用する。この

場合において、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは、「経

済産業大臣又は主務大臣」と読み替えるものとする。

(平一一法一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第十六条

繰下・一部改正)

(基準適合義務)

第二十八条 許可製造業者は、その製造設備を第二十条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下「第一種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者(以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。)は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従つてしなければ

ならない。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・一部改正、平二一法三

九・旧第十七条繰下・一部改正)

(表示等)

第二十九条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 第一種特定化学物質等取扱事業者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

(平二一法三九・追加・旧第十七条の二繰下)

(改善命令)

第三十条 経済産業大臣は、許可製造業者の製造設備が第二十条第

二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該許可製造業者に対し、製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、第一種特定化学物質等取扱事業者が第二十八条第
二項の主務省令で定める技術上の基準に従つて第一種特定化学物質等を取り扱っていないと認めるときは、当該第一種特定化学物

質等取扱事業者に対し、第一種特定化学物質等の取扱いの方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第二項の規定に違反する第一種特定化学物質等取扱事業者があるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、同条第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを命ずることができること。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第十八条繰下・一部改正)

(帳簿)

第三十一条 許可製造業者は、帳簿を備え、第一種特定化学物質の製造について経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。
- 3 前二項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第十九条繰下)

(廃止の届出)

第三十二条 許可製造業者又は届出使用者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を、許可製造業者にあつては経済産業

大臣に、届出使用者にあつては主務大臣に届け出なければならぬ。い。

- 2 許可製造業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

3 第十七条第三項の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣又は主務大臣」と読み替えるものとする。

(平一一法一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第二十条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第三十三条 経済産業大臣は、許可製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。
二 第二十二条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないで変更したとき。
三 第三十条の規定による命令に違反したとき。
四 第四十条第一項の条件に違反したとき。
- 2 経済産業大臣は、許可輸入者が第二十三条第二項において準用する第十九条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたときは、許可に係る第一種特定化学物質が輸入されるまでの間に限り、許可を取り消すことができる。

3 第十七条第三項の規定は、前二項の規定による許可の取消し、

又は第一項の規定による事業の停止の命令について準用する。

(昭六一法四四・平一一法一六〇・一部改正、平二一法三

九・旧第二十一条繰下・一部改正)

(第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)

第三十四条 主務大臣は、一の化学物質が第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、その指定の際当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入の事業を営んでいた者に対し、その製造又は輸入に係る当該化学物質又は当該製品の回収を図ることその他当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、一の製品が第一種特定化学物質使用製品として指定された場合において、当該製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、その指定の際当該製品の輸入の事業を営んでいた者に対し、その輸入に係る当該製品の回収を図ることその他の環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことができる。

3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合において、第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該各号に定める者に対し、

その製造、輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第一種特定化学物質使用製品の回収を図ることその他当該第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第十八条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当該第一種特定化学物質を製造した者

二 第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定化学物質を輸入した者

三 第二十四条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第一種特定化学物質使用製品を輸入した者

四 第二十五条の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 当該第一種特定化学物質を使用した者

(昭六一法四四・平一五法四九・一部改正、平二一法三九・旧第二十二条繰下・一部改正)

第六章 第二種特定化学物質に関する規制

(平二一法三九・章名追加)

(製造予定数量の届出等)

第三十五条 第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入する者又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものは、経済産業省令で定めるところにより、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品ごとに、毎年度、当該第二種特定

化学物質の製造予定数量若しくは輸入予定数量又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入予定数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため、第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入するとき、又は第二種特定化学物質使用製品を輸入するときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の届出に係る事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量（前項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの）を超えて製造し、又は輸入してはならない。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質使用製品の製造、輸入及び使用の状況、第二種特定化学物質に対する次条及び第三十七条の規定による措置の実施の効果等に照らし、当該第二種特定化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずることを防止するためには、当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は第二種特定化学物質使用製品の輸入を制限することが必要である事態が生じたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨の認定をするものとする。

5 経済産業大臣は、前項の認定があつたときは、第一項の規定に

よる届出をした者に対し、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量（第二項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの）を変更すべきことを命ずることができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定による届出をした者は、経済産業省令で定めるところにより、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

7 第二十四条第二項の規定は、第一項の政令について準用する。

（昭六一法四四・追加、平一一法一六〇・平一五法四九・一部改正、平一一法三九・旧第二十六条繰下・一部改正）

（技術上の指針の公表等）

第三十六条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの（以下「第二種特定化学物質等」という。）を使用する者その他（以下「第二種特定化学物質等取扱事業者」という。）がその取扱いに係る当該第二種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第二種特定化学物質等取扱事業者」という。）がその取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その技術上の指針を

勘案して、当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。

(昭六一法四四・追加、平二一法三九・旧第二十七条繰下・一部改正)

(表示等)

第三十七条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 第二種特定化学物質等取扱事業者は、第二種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定に違反する第二種特定化学物質等取扱事業者があるときは、当該第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを勧告することができる。

(昭六一法四四・追加、平一法一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第二十八条繰下・一部改正)

第七章 雜則

(昭六一法四四・旧第四章繰下、平二一法三九・旧第五章繰下)

(勧告)

第三十八条 主務大臣は、第一種特定化学物質以外の化学物質について第二条第二項各号の一に該当すると疑うに足りる理由があると認めるときは、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入又は使用の制限に関する必要な勧告をすることができる。

2 主務大臣は、第二種特定化学物質以外の化学物質について第二条第三項の要件に該当すると疑うに足りる理由があると認めるときは、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入の制限又は使用方法の改善に関する必要な勧告をすることができる。

(昭六一法四四・旧第二十三条繰下・一部改正、平二一法三九・旧第二十九条繰下)

(指導及び助言)

第三十九条 主務大臣は、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質、特定一般化学物質又は特定新規化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当該優先評価化学物質に係る優先評価化学物質取扱事業者、当該監視化学物質に係る監視化学物質取扱事業者、当該第二種特定化学物

質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者、当該特定一般化学物質に係る特定一般化学物質取扱事業者又は当該特定新規化学物質に係る特定新規化学物質取扱事業者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(昭六一法四四・追加、平一五法四九・一部改正、平二一
法三九・旧第三十条繰下・一部改正、平二九法五三・一部
改正)

(許可の条件)

第四十条 許可には、条件を付し、及びこれを変更することができ

る。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(昭六一法四四・旧第二十四条繰下・一部改正、平二二法

三九・旧第三十一条繰下)

(有害性情報の報告等)

第四十一条 優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質又は一般化学物質（以下「報告対象物質」という。）の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した報告対象物質について、第四条第七項に規定する試験の項目又は第十条第二項若しくは第十四条第一項に規定する有害性の調査の項目に係る試験を行つた場合（当該試験を行つたと同等の知見（公然と知られていないものに限る。）が得られた場合を含む。）であつて、

報告対象物質が次に掲げる性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものが得られたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告しなければならない。ただし、第十条第二項又は第十四条第一項の規定による指示に係る有害性の調査により当該知見が得られた場合において、これらの規定によりその内容を報告するときは、この限りでない。

一 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであること。

二 生物の体内に蓄積されやすいものであること。

三 繙続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

四 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

五 報告対象物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前各号のいずれかに該当するものであること。

2 前項本文の規定は、第三条第一項第五号若しくは第六号又は第五条第四項の確認に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（当該確認を受けた者に限る。）、第四条第五項（第五条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（当該通知を

受けた者に限る。）及び第七条第二項において準用する第四条第五項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を業として輸入する者について準用する。

3 優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質について、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める組成、性状等に関する知見（公然と知られていないものに限り、第十条第二項、第十四条第一項又は第一項の規定により報告すべきものを除く。）

を有しているときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めることにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するよう努めなければならない。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の報告その他によつて得られた知見に基づき、一の報告対象物質又は第二項において準用する第一項の報告に係る新規化学物質が第二条第二項各号、第三項各号若しくは第四項各号のいずれかに該当すると認めるに至つたとき又は同条第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められなくなるに至つたときは、遅滞なく、必要な措置を講ずるものとする。

（平一五法四九・追加、平二二法三九・旧第三十一条の二

繰下・一部改正、平二九法五三・一部改正）

（取扱いの状況に関する報告）

第四十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、優先評価化学物質取扱事業者、監視化学物質取扱事業者、第二種特定化学物質等取扱事業者、特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者に対し、その取扱いに係る優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質等、特定一般化学物質又は特定新規化学物質の取扱いの状況について報告を求めることができる。

（平二一法三九・追加・旧第三十一条の三繰下・一部改正、平二九法五三・一部改正）

（報告の徴収）

第四十三条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項第四号から第六号まで又は第五条第四項の確認を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項の規定による届出をした者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三十四条又は第三十八条に規定する者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（昭六一法四四・旧第二十五条繰下・一部改正、平一一法

一六〇・平一五法四九・一部改正、平二二法三九・旧第三

十二条 繰下・一部改正

(立入検査等)

第四十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項第四号から第六号まで又は第五条第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十四条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製

品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

7 機構は、前項の指示に従つて第五項に規定する立入検査、質問又は収去を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

8 第五項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

9 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（昭六一法四四・旧第二十六条繰下・一部改正、平一一法

一六〇・平一五法四九・一部改正、平二一法三九・旧第三十三条繰下・一部改正）

（機構に対する命令）

第四十五条 経済産業大臣は、前条第五項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(機構の収去についての審査請求)
繰下)

一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第三十四条繰下・旧
第三十四条の二繰下・一部改正)

(機構の収去についての審査請求)

第四十六条 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に對して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)

第二十五条第二項及び第三項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(平一五法四九・追加、平二一法三九・旧第三十三条の三

繰下、平二六法六九・一部改正)

(通知)

第四十七条 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。

(平二一法三九・追加・旧第三十四条繰下)

(要請)

第四十八条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置をとるべきことを、それぞれ当該各号に掲げる大臣に對して要請することができる。

一 第三十条第一項に規定する命令 経済産業大臣

二 第三十条第二項に規定する命令 主務大臣

(昭六一法四四・旧第二十七条繰下・一部改正、平一一法

第四十九条 第十七条第一項、第二十一条第一項又は第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(昭六一法四四・旧第二十八条繰下、平二一法三九・旧第三十五条繰下・一部改正)

(聴聞の特例)

第五十条 経済産業大臣は、第三十三条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第三十三条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(平五法八九・全改、平一一法一六〇・一部改正、平二一法三九・旧第三十六条繰下・一部改正)

(審査請求の手続における意見の聴取)

第五十一条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定によ

り当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一條第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機會を与えるなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(昭六一法四四・旧第三十条繰下、平五法八九・一部改正、平二一法三九・旧第三十七条繰下、平二六法六九・一部改正)

(経過措置)

第五十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(昭六一法四四・旧第三十一条繰下、平二一法三九・旧第三十八条繰下)

(主務大臣等)

第五十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二十六条、第二十七条第二項若しくは第三十二条第一項の規定による届出又は第三十条第二項の規定による命令（許可製

造業者に対するものを除く。）、第四十三条第二項の規定による報告の徴収若しくは第四十四条第二項の規定による検査、質問若しくは収去に關しては、これらの届出をする者又はこれらの命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

二 第三十一条第二項の規定による命令（許可製造業者に対するものに限る。）に關しては、経済産業大臣

三 第三十四条の規定による命令、第三十六条第一項の規定による技術上の指針の公表、同条第二項若しくは第三十八条の規定による勧告、第三十九条の規定による指導及び助言、第四十二条若しくは第四十三条第三項の規定による報告の徴収又は第四十四条第三項の規定による検査、質問若しくは収去に關しては、

厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの命令、技術上の指針の公表、勧告、指導、助言、報告の徴収又は検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣この法律における主務省令は、次のとおりとする。

2 一 第三十一条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存に關しては、第一種特定化学物質を使用する者の行う事業を所管する大臣の発する命令

大臣の発する命令

三 第二十八条第二項の技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令

（昭六一法四四・旧第三十二条繰下・一部改正、平一一法一六〇・平一五法四九・一部改正、平一一法三九・旧第三十九条繰下・一部改正）

（権限の委任）

第五十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

（平一七法三三・追加、平一一法三九・旧第三十九条の二繰下）

（他の法令との関係）

第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三项、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号

に掲げる物については第二十四条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

一 食品衛生法（昭和二十一年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容器包装、同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ及び同条第二項に規定する洗浄剤

二 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬

三 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料

四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規

定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品

(昭五〇法六八・昭五八法五七・一部改正、昭六一法四四・

旧第三十三条繰下・一部改正、平一一法一六〇・平一四法九六・平一五法四九・平一五法五五・一部改正、平二二法三九・旧第四十条繰下・一部改正、平二五法八四・平二九法五三・平三〇法四六・平三〇法五三・令元法六二・一部改正)

(審議会の意見の聴取)

第五十六条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聞くものとする。

一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四条第一項若しくは第二項、第五条第八項又は第十四条第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二条第三項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項、第三十五条第一項若しくは第二十六条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

二 第二条第四項又は第五項の指定をしようとするとき（次項に規定する手続に従いその指定をしようとする場合を除く。）。

三 第四条第一項、第二項若しくは第四項、第五条第二項、第三

項若しくは第八項、第十条第三項又は第十四条第二項の判定をしようとするとき。

四 第十条第二項又は第十四条第一項の指示をしようとするとき。

五 第三十五条第四項の認定をしようとするとき。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第一項若しくは第二項又は第五条第八項の規定により第三条第一項の届出に係る新規化学物質が第四条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の判定をしたときは、遅滞なく、当該化学物質について第二条第五項の指定をする必要があるかどうかについて、前項の政令で定める審議会等の意見を聞くものとする。

(平一一法一六〇・追加、平一五法四九・一部改正、平二一法三九・旧第四十一条繰下・一部改正、平二九法五三・一部改正)

第八章 罰則

(昭六一法四四・旧第五章繰下、平二一法三九・旧第六章繰下)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項の許可を受けないで第一種特定化学物質の製造の事業を営んだ者

二 第十八条、第二十四条第一項又は第二十五条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸

入した者

四 第三十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第三十四条第三項の規定による命令に違反した者

(昭六一法四四・旧第三十四条繰下・一部改正、平一一法
一六〇・旧第四十一条繰下、平一五法四九・一部改正、平

二二法三九・旧第四十二条繰下・一部改正、令四法六八・
一部改正)

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁
刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して新規化学物質を製造し、又は
輸入した者

二 第六条の規定に違反した者

三 第十条第二項又は第十四条第一項の規定による指示に違反し
た者

四 第三十五条第一項又は第三項(同条第五項において準用する
場合を含む。)の規定に違反して第二種特定化学物質を製造し、
若しくは輸入した者又は第二種特定化学物質使用製品を輸入し
た者

(昭六一法四四・旧第三十五条繰下・一部改正、平一一法
一六〇・旧第四十二条繰下・一部改正、平一五法四九・一
部改正、平二一法三九・旧第四十三条繰下・一部改正、令
四法六八・一部改正)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁
刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十一条第一項の規定に違反して製造設備の構造又は能力
を変更した者

二 第二十六条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の
届出をした者

三 第三十条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による
命令に違反した者

(昭六一法四四・旧第三十六条繰下・一部改正、平一一法
一六〇・旧第四十三条繰下、平一五法四九・一部改正、平

二二法三九・旧第四十四条繰下・一部改正、令四法六八・
一部改正)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰
金に処する。

一 第三十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含
む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若し
くは虚偽の記載をし、又は同条第二項(同条第三項において準
用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた
者

二 第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の規定
による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
者

四 第四十四条第一項から第三項までの規定による検査若しくは

収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(昭六一法四四・旧第三十七条繰下・一部改正、平一一法

一六〇・旧第四十四条繰下、平一五法四九・一部改正、平

二二法三九・旧第四十五条繰下・一部改正)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

に対し当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号、第二号又は第四号 五千万円以下の罰金

刑

三 第五十八条第三号、第五十九条又は前条 各本条の罰金刑

(昭六一法四四・旧第三十八条繰下・一部改正、平一一法

一六〇・旧第四十五条繰下・一部改正、平一五法四九・一部改正、平二一法三九・旧第四十六条繰下・一部改正)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、

第二十一条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項又は第三十五条第二項の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者

二 第四十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(平一五法四九・全改、平二一法三九・旧第四十七条繰下・一部改正)

第六十三条 第四十五条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(平一五法四九・追加、平二一法三九・旧第四十八条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(既存化学物質名簿)

第二条 通商産業大臣は、この法律の公布の際現に業として製造され、又は輸入されている化学物質(試験研究のために製造され、又は輸入されているもの及び試薬として製造され、又は輸入されているものを除く。)の名称を記載した表(以下「既存化学物質名簿」という。)を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

2 何人も、前項の規定により公示された既存化学物質名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から一月以内に限り、その旨を通商産業

大臣に申し出ることができる。

(平二一法三九・全改)

3 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出

に理由があると認めるときは、その申出に係る化学物質の名称を既存化学物質名簿に追加し、又は既存化学物質名簿から消除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は消除を行なつた既存化学物質名簿をこの法律の施行の日の一月前までに公示しなければならない。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に、前条第四項の規定により公示された既存化学物質名簿に記載されている化学物質以外の化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいる者については、その者を第三条第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から一月以内に」とする。

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十九号。以下この条において「改正法」という。)第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質及び同条第六項の規定により指定した第三種監視化学物質の名称を記載した表を作成し、これを改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日に公示しなければならない。

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五八年五月二五日法律第五七号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五八年五月七日法律第四四号)
行

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年六月一九日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二年政令第二三三六号で平成二年八月二十五日から施行)

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成六年一〇月一日)

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定に基づ

より行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)

附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第十三条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関

係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づ

いて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞ

れ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
公布の日

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成一五年政令第五三四号で平成一七年四月一日から施行)

一 略

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定 公布の日

(処分等の効力)

第三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月二八日法律第四九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一五年政令第四一八号で、本文に係る部分は、平成一六年四月一日から、ただし書に係る部分は、平成一六年二月一日から施行)

(確認に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条ただし書の政令で定める場合に該当することにより同条の届出をしないで新規化学物質を製造し、又は輸入している者のうち政令で定める者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から六月を経過する日までの間は、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、同項の届出をしないで、引き続き当該新規化学物質を製造し、又は輸入することができる。

(準備行為)

第三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、施行日前においても、新法第三条第一項第五号の規定の例により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けることがで

きる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一五年五月三〇日法律第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第六条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第八条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、

第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成一五年政令第五〇四号で平成一六年二月二七日から施行）

附 則 （平成一七年四月二七日法律第三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則 （平成二一年五月二〇日法律第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二一年政令第二五五号で平成二二年四月一日から施行）

一 次条第一項及び附則第五条の規定 公布の日

二 略

三 第二条並びに附則第三条（第三項を除く。）及び第七条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示を受けている旧法第二条で定める日

（平成二一年政令第二五五号で平成二三年四月一日から施行）

（経過措置）

第二条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下この条において「新法」という。）第十七条第二項又は第二十七条第一項の政令の制定又は改正の立案のために、新法第四十一条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、一の報告対象物質（新法第三十一条の二第一項に規定する報告対象物質をいう。）が新法第二条第六項各号のいずれかに該当し、又は同条第三項第一号に該当する疑いがあると認めるに至った場合における新法第三十一条の二第四項の規定による措置については、当該報告対象物質が環境において相当程度残留していると見込まれるかどうかを考慮して講ずるものとする。

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示を受けている旧法第二条

第五項に規定する第一種監視化学物質（次項において「第二種監視化学物質」という。）又は同条第六項に規定する第二種監視化学物質（次項において「第三種監視化学物質」という。）の製造又は輸入の事業を営む者が行うべき報告については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質について旧法第三十一条の二第一項又は第三項に規定する知見を得ている第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者が行うべき報告については、なお従前の例による。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下この条において「新法」という。）第二条第五項の指定のために、新法第五十六条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧法第二条第四項の規定により指定されている第一種監視化学物質は、新法第二条第四項の規定により指定された監視化学物質とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げ

る規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二六年政令第二六八号で平成二六年一月二十五日から施行)

(平二五法一〇三・一部改正)

(処分等の効力)

第二百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした

処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(平二五法一〇三・旧第九十九条繰下)

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平二五法一〇三・旧第百条繰下)

(政令への委任)

第一百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日

のいづれか遅い日

(この法律の公布の日＝平成二五年一二月一三日)

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為

又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月七日法律第五三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成二九年政令第三〇四号で平成三〇年四月一日から施行)

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第三条第二項の改正規定及び第五条第五項の改正規定並びに

次条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二九年政令第三〇四号で平成三一年一月一日から施行)

(経過措置)

第一条 この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制

に関する法律(次条及び附則第五条において「新法」という。)

第三条第二項及び第五条第五項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以降に製造され、又は輸入される新規化学物質について適用し、同日の属する年度内に製造され、又は輸入される新規化学物質については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 新法第四条第四項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第三条第一項の規定により行われた届出に係る新規化学物質について適用する。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、

新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一二一号で令和三年六月一日から施行)

附 則 (平成三〇年六月一五日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成三〇年政令第三三五号で平成三〇年一二月一日から

施行)

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（検討）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百一十条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。

以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について
（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年一二月四日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和二年政令第二三五号で令和二年一二月一日から施行）

附 則（令和元年一二月四日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和二年政令第三九号で令和二年四月一日から施行）
（罰則に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理

等に関する法律（令和四法律六八）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の处罚については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対し、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）と同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）と同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施

行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日）令和七年六月一日

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和六年政令第二八一号）令和六年一二月一二日から施

行

一 附則第六条及び第二十九条の規定 公布の日

（政令への委任）

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三〇年
四七年	四六年	四五五年	四四年	四三年	三八年	三七年	三六年	三五年	三四年	三三年	三二年	三一年	三〇年	二九年	二九号	八八号	三九号	三三号
六月	五月	五月	五月	六月	六月	五月	五月	五月	五月	五月	六月	六月	六月	五月	五月	五月	五月	五月
三日同	三日同	三日同	一日同	六日同	一五一日同	三月三一日同	五月一五日同	五月一一日同	五月一日同	五月一日同	二日同	一日同	一日同	二日同	三日同	三日同	三日同	三日同
第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	

(國家行政組織法)

↓ ↓
/ /
↓ ↓

要な国家行政組織を整えることを目的とする。

(平一一法九〇・令三法三六・一部改正)

(組織の構成)

第二条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府及びデジタル庁の組織と共に、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

2 行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を發揮するようになければならない。内閣府及びデジタル庁との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

(平一一法九〇・令三法三六・一部改正)

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務及び同条第二項の規定により当該大臣が掌理する行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

第一条	この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府及びデジタル庁以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必	同	一九年	六月	八日同	第八〇号
（目的）	国家行政組織法をここに公布する。	同	一九年	七月	六日同	第一〇八号
国家行政組織法	同	一九年	七月	六日同	第一一九号	
	同	一九年	七月	六日同	第一二六号	
	同	一九年	五月	二日同	第四九号	
	同	一九年	六月	五日同	第一一九号	
	同	一九年	三月三一日同	第一〇七号		
	同	一九年	八月三〇日同	第一〇七号		
	同	一四年	三月三一日同	第二四号		
	同	一四年	六月一七日同	第四二号		
	同	一四年	六月一七日同	第四七号		
	同	一六年	四月一八日同	一二二号		
	同	一七年	五月二〇日同	一二一号		
	同	一七年	六月一七日同	三九号		
	同	一七年	九月一一日同	第六六号		
	同	三〇年一二月一四日同	第一〇二号			
令和	三年	五月一九日同	第三六号			

を掲げる。

(昭二四法一二三・昭二七法二五三・昭三二法一五九・昭

五八法七七・平一一法九〇・平二七法六六・一部改正)

第四条 前条の国の行政機関の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、別に法律でこれを定める。

(平一一法九〇・一部改正)

(行政機関の長)

第五条 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

2 各省大臣は、前項の規定により行政事務を分担管理するほか、それぞれ、その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する。

3 各省大臣は、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。ただし、内閣総理大臣が自ら当たることを妨げない。

(昭二四法一二四・昭二七法二五三・平一一法九〇・平二七法六六・一部改正)

第六条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

(内部部局)

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである府として別表第二に掲げるもの（以下「実施府」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 実施府並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

(昭三二法一五九・全改、昭四九法一〇三・昭五八法七七・平八法八三・平一一法九〇・一部改正)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲

内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(昭五八法七七・全改、平一一法九〇・一部改正)

(施設等機関)

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、

検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(昭五八法七七・追加、平一一法九〇・一部改正)

(特別の機関)

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の

範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

(昭五八法七七・追加、平一一法九〇・一部改正)

(地方支分部局)

第九条 第三条の国の行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合には、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

(昭三二法一五九・平一一法九〇・一部改正)

(行政機関の長の権限)

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

(平一一法九〇・一部改正)

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

(平一一法九〇・平二六法二二・一部改正)

総理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

(平一一法九〇・平二六法二二・一部改正)

各省大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各省大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

(昭二七法二五三・昭三二法一五九・平一一法九〇・一部改正)

第十三条 各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の命令に、これを準用する。

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

(平成十六年四月二十八日)

(条約第三号)

改正	平成二三年一二月一四日外務省告示第五二三号	（条約第三号）
同	二六年九月一七日同	第三〇八号
同	二六年一二月二五日同	第三〇九号
同	二八年一二月六日同	第四〇八号
同	三〇年一二月一二日同	第四六一号
令和	五年一一月一五日同	第三八〇号
同	五年一一月一五日同	第四〇三号
同	七年二月一六日同	第八六号

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約をここに公布する。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

この条約の締約国は、

残留性有機汚染物質が、毒性、難分解性及び生物蓄積性を有し、並びに大気、水及び移動性の種を介して国境を越えて移動し、放出源から遠く離れた場所にたい積して陸上生態系及び水界生態系に蓄積することを認識し、

残留性有機汚染物質への現地における曝露により、特に開発途上国において生ずる健康上の懸念、特に女性への及び女性を介した将

来の世代への影響を認識し、

北極の生態系及び原住民の社会が残留性有機汚染物質の食物連鎖による蓄積のため特に危険にさらされており並びにその伝統的な食品の汚染が公衆衛生上の問題であることを確認し、

残留性有機汚染物質について世界的規模の行動をとる必要性を意識し、

残留性有機汚染物質の排出を削減し又は廃絶する手段を講ずることにより、人の健康及び環境を保護するための国際的行動を開始するとの国際連合環境計画管理理事会の千九百九十七年二月七日の決定十九一十三〇に留意し、

関連する環境に関する国際条約、特に、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約並びに有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（同条約第十一条の枠組みの中で作成された地域的な協定を含む。）の関連規定を想起し、

また、環境及び開発に関するリオ宣言並びにアジェンダ二十一の関連規定を想起し、

予防がすべての締約国における関心の中核にあり及びこの条約に内包されることを確認し、

この条約と貿易及び環境の分野における他の国際協定とが相互に補完的であることを認識し、

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、その資源を

自国の環境政策及び開発政策に従つて開発する主権的権利を有すること並びに自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有することを再確認し、

開発途上国（特に後発開発途上国）及び移行経済国の事情及び特別な必要、特にこれらの国の化学物質の管理に関する能力の強化（技術移転、資金援助及び技術援助の提供並びに締約国間の協力の促進を通ずるもの含む。）が必要であることを考慮し、

千九百九十四年五月六日にバルバドスで採択された開発途上にある島嶼国^{しょく}の持続可能な開発のための行動計画を十分に考慮し、

先進国及び開発途上国の各国の能力並びに環境及び開発に関するリオ宣言の原則7に規定する共通に有しているが差異のある責任に留意し、

残留性有機汚染物質の排出の削減又は廃絶を達成する上で、民間部門及び非政府機関が果たし得る重要な貢献について認識し、

残留性有機汚染物質の製造者が、その製品による悪影響を軽減し並びにこのような化学物質の有害な性質についての情報を使用者、政府及び公衆に提供する責任を負うことの重要性を強調し、

残留性有機汚染物質がそのライフサイクルのすべての段階において引き起こす悪影響を防止するための措置をとる必要性を意識し、国の機関は、汚染者が原則として汚染による費用を負担すべきであるという取組方法を考慮し、公共の利益に十分に留意して、並びに国際的な貿易及び投資を^{ゆが}垂めることなく、環境に関する費用の内

部化及び経済的な手段の利用の促進に努めると規定する環境及び開発に関するリオ宣言の原則16を再確認し、

駆除剤及び工業用化学物質を規制し及び評価する制度を有しない締約国がこのようない制度を定めることを奨励し、

環境上適正な代替となる工程及び化学物質を開発し及び利用することの重要性を認識し、

人の健康及び環境を残留性有機汚染物質の有害な影響から保護することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条 目的

この条約は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則15に規定する予防的な取組方法に留意して、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とする。

第二条 定義

この条約の適用上、

(a) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(b) 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であつて、この条約が規律する事項に關しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従いこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入について正当な委任を受けたものをいう。

(c) 「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投げる締約国をいう。

第三条 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又

は廃絶するための措置

1 締約国は、次のことを行う。

(a) 次のことを禁止し、又は廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとること。

(i) 附属書Aの規定が適用される場合を除くほか、同附属書に掲げる化学物質を製造し及び使用すること。

(ii) 附属書Aに掲げる化学物質を輸入し及び輸出すること。ただし、2の規定に従うものとする。

(b) 附属書Bの規定に従い、同附属書に掲げる化学物質の製造及び使用を制限すること。

2 締約国は、次のことを確保するための措置をとる。

(a) 附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質を次の場合にのみ輸入すること。

(i) 第六条1 (a) に定める環境上適正な処分の場合

(ii) 附属書A又は附属書Bの規定に基づき締約国について許可される使用又は目的の場合

(b) 事前のかつ情報に基づく同意に関する既存の国際的な文書における関連規定を考慮して、附属書Aに掲げる化学物質であつてその製造若しくは使用について個別の適用除外が効力を有しているもの又は附属書Bに掲げる化学物質であつてその製造

若しくは使用について個別の適用除外若しくは認めることのできる目的が効力を有しているものを次の場合にのみ輸出する」と。

と。

第六条1 (d) に定める環境上適正な処分の場合

(ii) (i) 附属書A又は附属書Bの規定に基づきこのようないかなる化学物質の使用が許可される締約国に向ける場合

(iii) この条約の締約国でない国であつて輸出を行う締約国に年間の証明書を提出したものに向ける場合。当該証明書には、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質にして輸入国が次のすべてのことを約束することを記載する。

a 放出を最小限にし又は防止するために必要な措置をとることにより、人の健康及び環境を保護すること。

b 第六条1の規定に従うこと。

c 適当な場合には、附属書B第二部2の規定に従うこと。

当該証明書には、法令、規制に関する文書、行政上又は政策上の指針等の適当な裏付けとなる文書も含む。当該輸出を行う締約国は、受領の時から六十日以内に当該証明書を事務局に送付する。

(c) 附属書Aに掲げる化学物質であつて、その製造及び使用について個別の適用除外がいかなる締約国についても効力を有しなくなつたものが、第六条1 (d) に規定する環境上適正な処分の目的を除くほか、自國から輸出されないこと。

(d) この2の規定の適用上、「この条約の締約国でない国」

には、個別の化学物質に関し、その化学物質についてこの条約

に拘束されることに同意していない国又は地域的な経済統合のための機関を含む。

3 新規の駆除剤又は新規の工業用化学物質を規制し及び評価する

一又は二以上の制度を有する締約国は、附属書D-1の基準を考慮して、残留性有機汚染物質の特性を示す新規の駆除剤又は新規の工業用化学物質の製造及び使用を防止することを目的とした規制のための措置をとる。

4 駆除剤又は工業用化学物質を規制し及び評価する一又は二以上の制度を有する締約国は、現在流通している駆除剤又は工業用化

学物質の評価を実施する際に、これらの制度において附属書D-1の基準を適当な場合には考慮する。

5 1及び2の規定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、実験室規模の研究のために又は参考の標準として使用される量の化学物質については適用しない。

6 附属書Aの規定に基づいて個別の適用除外を有しており又は附属書Bの規定に基づいて個別の適用除外若しくは認めるものでできる目的を有している締約国は、このような適用除外又は目的による製造又は使用が、人への曝露及び環境への放出を防止し又是最小限にするような方法で行われることを確保するための適当な措置をとる。適用が除外されている使用又は認めることのできる目的であつて通常の使用条件における環境への意図的な放出に關係するものについては、当該放出は、適用可能な基準及び指針を

考慮して、必要な最小限にする。

第四条 個別の適用除外の登録

1 附属書A又は附属書Bに掲げる個別の適用除外を有している締約国を特定するため、この条約により登録簿を作成する。この登録簿は、すべての締約国が行使することができる附属書A又は附属書Bの規定を利用する締約国を特定するものではない。この登録簿は、事務局が保管するものとし、公衆に利用可能にされる。

2 登録簿には、次のものを含む。

(a) 附属書A及び附属書Bに基づいて作成された個別の適用除外の種類の表

(b) 附属書A又は附属書Bに掲げる個別の適用除外を有している締約国の表

(c) 登録された個別の適用除外が効力を失う日の表

3 いかなる国も、締約国となるに際し、事務局に対する書面による通告を行うことにより、一又は二以上の種類の附属書A又は附属書Bに掲げる個別の適用除外を登録することができる。

4 個別の適用除外についてのすべての登録は、締約国が登録簿に一層早い期限を示し又は7の規定に基づいて延長が認められる場合を除くほか、個別の化学物質に関するこの条約の効力発生の日の後五年で効力を失う。

5 締約国会議は、その第一回会合において、登録簿への登録に關しその検討の手続について決定する。

6 登録簿への登録の検討に先立つて、関係締約国は、その適用限

外の登録を継続する必要性を正当化する報告を事務局に提出する。

この報告は、事務局がすべての締約国に送付する。登録の検討については、すべての入手可能な情報に基づいて行う。その後、締約国会議は、関係締約国に対し適当と認める勧告を行うことができる。

7 締約国会議は、関係締約国の要請により、個別の適用除外が効力を失う日を最長五年の期間延期することを決定することができる。その決定を行った場合、締約国会議は、開発途上締約国及び移行経済締約国の特別な事情を十分に考慮する。

8 締約国は、事務局に対する書面による通告を行うことにより、

個別の適用除外の登録を登録簿からいつでも取り消すことができる。その取消しは、当該通告に指定する日に効力を生ずる。

9 個々の種類の個別の適用除外がいかなる締約国についても登録されなくなつた場合には、これについて新たな登録を行うことができない。

第五条 意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

締約国は、附属書①に掲げる個々の化学物質の人為的な発生源から生ずる放出の総量を削減するため、その放出を継続的に最小限にし及び実行可能な場合には究極的に廃絶することを目標として、少なくとも次の措置をとる。

- (a) 同附属書に掲げる化学物質の放出を特定し、特徴付けをし及びこれについて取り組み並びに (b) から (e) までの規定

の実施を容易にするための行動計画又は適当な場合には地域的若しくは小地域的な行動計画を、この条約が自国について効力を生じた日の後二年以内に作成し、その後に第七条に定める実施計画の一部として実施すること。行動計画には、次の要素を含む。

(i) 同附属書に規定する発生源の種類を考慮した現在及び将来の放出の評価（発生源の目録及び放出量の見積りの作成及び維持を含む。）

(ii) 当該放出の管理に関する締約国の法令及び政策の有効性の評価

(iii) この (a) の義務を履行するための戦略であつて (i) 及び (ii) の評価を考慮したもの

(iv) (iii) の戦略に関する教育及び研修並びに啓発を促進する措置

(v) この (a) の義務を履行するための戦略及びその成果についての五年ごとの検討。この検討については、第十五条の規定に従つて提出される報告に含まれる。

(vi) (v) の報告に特定される戦略及び措置を含む行動計画の実施の計画

(b) 現実的なかつ意義のある水準の放出の削減又は発生源の廃絶を速やかに達成するとのできる利用可能かつ実行可能で実際的な措置の適用を促進すること。

(c) 同附属書に定める防止措置及び放出の削減措置に関する

一般的な手引並びに締約国会議の決定によつて採択される指針を考慮して、同附属書に掲げる化学物質の生成及び放出を防止するための代替の又は改良された原料、製品及び工程の開発を促進し、並びに適切と認める場合にはこのようないわゆる原料、製品及び工程の利用を要求すること。

(d) 当初は、特に同附属書第二部に規定する発生源の種類に焦点を当てつつ、利用可能な最良の技術の利用を促進し及び行動計画の実施の計画に従つて当該技術の利用を要求することを自己が行動計画の中で正当であると特定した発生源の種類に属する新規の発生源について、その促進及び要求を行うこと。同附属書第二部に掲げる種類に属する新規の発生源について利用可能な最良の技術の利用を要求することは、いかなる場合にも、できる限り速やかに、ただし、この条約が自国について効力を生じた後四年以内に実施に移される。締約国は、特定された種類に関し、環境のための最良の慣行を促進する。利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行を適用する場合は、締約国は、同附属書に定める防止措置及び放出の削減措置に関する一般的な手引並びに締約国会議の決定によつて採択される利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する指針を考慮すべきである。

(e) 行動計画に従い、次のものについて利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を促進すること。

- (i) 既存の発生源については、同附属書第二部に規定する発生

源の種類及び同附属書第三部に規定するような発生源の種類に属するもの

(ii) 新規の発生源については、締約国が (e) の規定に従つて対処しなかつた同附属書第三部に規定するような発生源の種類に属するもの

(f) この条及び同附属書の規定の適用上、

- (i) 「利用可能な最良の技術」とは、活動及びその運営の方法の発展において最も効果的で進歩した段階の技術であつて、個別の技術が、同附属書第一部に掲げる化学物質の放出及びその環境に対する影響を全般的に防止し並びにこれが実行可能でない場合には一般的に削減することを目的とした放出制限の主要な基礎となることが現実的であるかないかを示すものをいう。これに関し、
- (ii) 「技術」には、使用される技術並びに設備が設計され、建設され、維持され、操作され及び廃止される方法の双方を含む。
- (iii) 「利用可能な」技術とは、費用及び利点を考慮して、操作する者が利用可能な、かつ、経済的及び技術的に実行可能な

条件の下で関係する産業分野において実施する」とのできる規模で開発される技術をいう。

(iv) 「最良の」とは、環境全体の保護を全般的に高い水準で達成するに当たり最も効果的であることをいう。

(v) 「環境のための最良の慣行」とは、環境に関する規制措置及び戦略を最適な組合せで適用したものとをいう。

(vi) 「新規の発生源」とは、次の期日の少なくとも一年後に建設及び実質的な改修が開始される発生源をいう。

a この条約が関係締約国について効力を生ずる日

b 発生源が附属書Cの改正によってのみこの条約の対象になる場合において、当該改正が関係締約国について効力を生ずる日

(g) 放出の限度値又は実施基準は、締約国がこの(g)の規定に基づき、利用可能な最良の技術についての約束を履行するために使用することができる。

第六条 在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

1 締約国は、附属書A若しくは附属書Bに掲げる化学物質から成り又はこれらを含む在庫及び附属書A、附属書B若しくは附属書Cに掲げる化学物質から成り、これらを含み又はこれらにより汚染された廃棄物（廃棄物となつた製品及び物品を含む。）が次の

及び環境を保護することを確保するため、次のことを行う。

(a) 次の物を特定するための適當な戦略を作成する」と。

(i) 附属書A若しくは附属書Bに掲げる化学物質から成り又はこれらを含む在庫

(ii) 流通している製品及び物品並びに廃棄物であつて、附属書A、附属書B若しくは附属書Cに掲げる化学物質から成り、これらを含み又はこれらにより汚染されたもの

(b) (a)に規定する戦略に基づき、実行可能な範囲において、附属書A若しくは附属書Bに掲げる化学物質から成り又はこれらを含む在庫を特定する」と。

(c) 適当な場合には、在庫を安全で効率的かつ環境上適正な方法で管理すること。附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質の在庫については、附属書Aに規定するいづれの個別の適用除外に基づいても、又は附属書Bに規定するいづれの個別の適用除外若しくは認めることのできる目的に基づいても使用されることがなくなつた後には、廃棄物とみなすものとし、(d)の規定に従つて管理する。ただし、第三条2の規定に従つて輸出が認められる在庫を除く。

(d) 廃棄物（廃棄物となつた製品及び物品を含む。）が次のように取り扱われるよう適當な措置をとること。

(i) 環境上適正な方法で取り扱われ、収集され、輸送され及び貯蔵されること。

(ii) 國際的な規則、基準及び指針（2の規定に従つて作成されるものを含む。）並びに有害廃棄物の管理について規律する

関連のある世界的及び地域的な制度を考慮して、残留性有機

汚染物質である成分が残留性有機汚染物質の特性を示さなくなるよう破壊され若しくは不可逆的に変換されるような方法で処分されること又は破壊若しくは不可逆的な変換が環境上好ましい選択にならない場合若しくは残留性有機汚染物質の含有量が少ない場合には環境上適正な他の方法で処分されること。

(iii) 残留性有機汚染物質の回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつくような処分作業の下に置かれることが許可されないこと。

(iv) 関連する国際的な規則、基準及び指針を考慮することなく国境を越えて輸送されないこと。

(e) 附属書A、附属書B又は附属書Cに掲げる化学物質により汚染された場所を特定するための適當な戦略を作成するよう努めること。当該場所の修復を行う場合には、環境上適正な方法で実施される。

2 締約国会議は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の適當な機関と特に次の分野において緊密に協力すること。

(a) 附属書D1に定める残留性有機汚染物質の特性が示されなくなることを確保するために必要な破壊又は不可逆的な変換の水準を確立すること。

(b) 1に規定する環境上適正な処分の方法と考えられるもの

を決定すること。

(c) 1 (d) (ii) に規定する少ない残留性有機汚染物質の含有量を定めるため、適當な場合には、附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる化学物質の濃度の水準を確立する作業を行うこと。

第七条 実施計画

1 締約国は、次のことを行う。

(a) この条約に基づく義務を履行するための計画を作成し、及びその実施に努めること。

(b) この条約が自国について効力を生ずる日から二年以内に、自国の実施計画を締約国会議に送付すること。

(c) 実施計画を定期的に締約国会議の決定により定められる方法で検討し、及び適當な場合には更新すること。

2 締約国は、実施計画の作成、実施及び更新を容易にするため、適當な場合には、直接に、又は世界的、地域的及び小地域的な機関を通じて協力し、並びに国内の利害関係者（女性の団体及び児童の健康に關係する団体を含む。）と協議する。

3 締約国は、適當な場合には、残留性有機汚染物質に関する国内の実施計画を持続可能な開発の戦略に統合する手段を利用し及び必要なときはこれを確立するよう努める。

第八条 附属書A、附属書B及び附属書Cへの化学物質の掲載

1 締約国は、附属書A、附属書B又は附属書Cに化学物質を掲げるため、提案を事務局に提出することができる。この提案には、附属書Dに定める情報を記載する。提案の作成に当たり、締約国は、他

の締約国又は事務局から支援を受けることができる。

2 事務局は、1の提案に附属書Dに定める情報が記載されているかどうかを確認する。当該提案に当該情報が記載されていると事務局が認める場合には、当該提案は、残留性有機汚染物質検討委員会に送付される。

3 残留性有機汚染物質検討委員会は、提供されたすべての情報を統合されかつ均衡のとれた方法で考慮して、2の提案を審査し、及び弾力的なかつ透明性のある方法で附属書Dに定める選別のための基準を適用する。

4 残留性有機汚染物質検討委員会は、次のことを行う。

(a) 選別のための基準が満たされていると認めることを決定する場合には、事務局を通じて、すべての締約国及びオブザーバーに対し、提案及び同委員会の評価を利用することができるようにして、並びに附属書Dに定める情報を提出するよう求めること。

(b) 選別のための基準が満たされていると認めないと認めないと決

定する場合には、事務局を通じて、すべての締約国及びオブザーバーに通報し、並びにすべての締約国に対し提案及び同委員会の評価を利用することができるようになるとともに、当該提案を却下すること。

5 いかなる締約国も、4の規定に従つて残留性有機汚染物質検討委員会が却下した提案を再提出することができる。再提出に当たっては、締約国の懸念及び同委員会が追加的な検討を行うことの

正当性を記載することができる。この手続の後に同委員会が当該提案を再び却下した場合には、締約国は、同委員会の決定に異議を申し立てができるものとし、締約国会議は、次の会期においてこの問題を検討する。締約国会議は、附属書Dの選別のための基準に基づき、同委員会の評価及び締約国又はオブザーバーが提供する追加の情報を考慮して、当該提案を先に進めるべきであると決定することができる。

6 残留性有機汚染物質検討委員会が選別のための基準が満たされていると決定した場合には、同委員会は、受領した関連する追加の情報を考慮して、当該提案を更に検討するものとし、附属書Dの規定に従つて危険性の概要についての案を準備する。同委員会は、すべての締約国及びオブザーバーに対しその危険性の概要についての案を事務局を通じて利用可能にし、締約国及びオブザーバーから技術的な意見を収集し、並びにこれらの意見を考慮して危険性の概要を完成させる。

7 附属書Dの規定に従つて作成される危険性の概要に基づき、次のことことが行われる。

(a) 残留性有機汚染物質検討委員会が、化学物質が長距離にわたる自然の作用による移動の結果、世界的規模の行動を正当化するような人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすおそれがあると決定する場合には、提案が先に進められること。科学的な確実性が十分にないことをもって、提案を先に進

めることを妨げてはならない。同委員会は、事務局を通じて、すべての締約国及びオブザーバーに対し附属書 \square に定める検討に関連する情報を求める。同委員会は、その後、同附属書の規定に基づく化学物質の可能な規制措置についての分析を含む危険の管理に係る評価を準備する。

(b) 残留性有機汚染物質検討委員会が提案を先に進めるべきでないと決定する場合には、同委員会が、事務局を通じて、すべての締約国及びオブザーバーに対し危険性の概要を利用することができるようにして、並びに当該提案を却下すること。

8 締約国は、7 (c) の規定に従い却下された提案について、提案した締約国及び他の締約国から一年を超えない期間内に追加の情報を探求するよう残留性有機汚染物質検討委員会に指示することを検討するよう締約国会議に要請することができる。同委員会は、当該期間の後、受領した情報に基づき、6の規定及び締約国会議が決定する優先度に従つて当該提案を再検討する。この手続の後に同委員会が当該提案を再び却下した場合には、締約国は、同委員会の決定に異議を申し立てることができるものとし、締約国会議は、次の会期においてこの問題を検討する。締約国会議は、附属書 \square の規定に従つて作成される危険性の概要に基づき、同委員会の評価及び締約国又はオブザーバーが提供する追加の情報を考慮して、当該提案を先に進めるべきであると決定することができる。締約国会議が当該提案を先に進めるべきであると決定した場合は、同委員会は、その後、危険の管理に係る評価を準備する。

9 残留性有機汚染物質検討委員会は、6に規定する危険性の概要及び7 (e) 又は8に規定する危険の管理に係る評価に基づき、化学物質を附属書A、附属書B又は附属書Cに掲載することについて締約国会議が検討すべきかどうかを勧告する。締約国会議は、科学的な確実性がないことを含め、同委員会の勧告を十分に考慮して、当該化学物質を附属書A、附属書B又は附属書Cの表に掲げ及び関連する規制措置を特定するかどうかにつき予防的な態様で決定する。

第九条 情報の交換

1 締約国は、次のものに関連する情報の交換を円滑にし又は実施する。

(a) 残留性有機汚染物質の製造、使用及び放出の削減又は廃絶

(b) 残留性有機汚染物質の代替品（当該物質に係る危険性並びに経済的及び社会的損失に関連する情報を含む。）

2 締約国は、1に規定する情報を直接に又は事務局を通じて交換する。

3 締約国は、1及び2に規定する情報の交換のため、国内の連絡先を指定する。

4 事務局は、残留性有機汚染物質に関する情報（締約国、政府間機関及び非政府機関により提供される情報を含む。）について情報交換センターとしての機能を果たす。

5 この条約の適用上、人及び環境の衛生及び安全に関する情報は、秘密のものとされない。この条約に基づいて他の情報を交換する

締約国は、相互の合意により秘密の情報を保護する。

第十条 公衆のための情報、啓発及び教育

1 締約国は、その能力の範囲内で、次のことを促進し及び円滑にする。

- (a) 政策を策定し及び意思決定を行う者の間で残留性有機汚染物質に関する啓発を行うこと。
- (b) 前条5の規定を考慮して、残留性有機汚染物質に関するすべての入手可能な情報を公衆に提供すること。
- (c) 特に女性、児童及び最も教育を受けていない者を対象として、残留性有機汚染物質、その健康及び環境に対する影響並びにその代替品についての教育啓発事業の計画を作成し及び実施すること。
- (d) 残留性有機汚染物質並びにその健康及び環境に対する影響に対処すること並びに適当な対応措置を策定することに公衆を参加させること（この条約の実施に関し国内において意見を提供するための機会を与えることを含む。）。
- (e) 労働者、科学者、教育者並びに技術及び管理の分野における人材を訓練すること。
- (f) 教育及び啓発のための資料を国内において及び国際的に作成し及び交換すること。
- (g) 教育訓練事業の計画を国内において及び国際的に作成し及び実施すること。
- 2 締約国は、その能力の範囲内で、1に規定する公衆のための情

報を公衆が利用し及び当該情報を最新のものにすることを確保する。

3 締約国は、その能力の範囲内で、国内において、並びに適当な場合には小地域的、地域的及び世界的規模において、産業界及び専門的な使用者に対し1に規定する情報の提供を促進し及び円滑にするよう奨励する。

4 締約国は、残留性有機汚染物質及びその代替品に関する情報を提供するに当たり、安全性に関する情報を記載した資料、報告書及びマスメディアその他の通信手段を利用することができるものとし、国内において及び地域的規模において情報センターを設立することができる。

5 締約国は、放出され又は処分される附属書A、附属書B又は附属書Cに掲げる化学物質の年間推定量に関する情報の収集及び普及のため、汚染物質の排出及び移動についての登録等の制度を設けることに好意的な考慮を払う。

第十一条 研究、開発及び監視

1 締約国は、その能力の範囲内で、国内において及び国際的に、残留性有機汚染物質並びに適当な場合にはその代替品及び残留性有機汚染物質の候補となる物質に関し、次の事項を含む適当な研究、開発、監視及び協力を奨励し又は実施する。

- (a) 発生源及び環境への放出
- (b) 人及び環境における存在、水準及び傾向
- (c) 自然の作用による移動、運命及び変換

(d) 人の健康及び環境に対する影響

(e) 社会経済的及び文化的影響

(f) 放出の削減又は廃絶

(g) 発生源の目録を作成するための調和のとれた方法及び放出を測定するための分析の技術

2 締約国は、1の規定に基づく措置をとるに当たり、その能力の範囲内で、次のことを行う。

(a) 研究、資料の収集及び監視について企画し、実施し、評価し及び資金供与を行うことを目的とする国際的な計画、協力網及び機関について、努力の重複を最小限にする必要性を考慮して、適当な場合には、これらを支援し及び更に発展させること。

(b) 科学的及び技術的研究に関する各国（特に開発途上国及び移行経済国）の能力を強化するため並びに資料及び分析について利用し及び交換することを促進するための国内における及び国際的な努力を支援すること。

(c) 特に資金及び技術の分野における開発途上国及び移行経済国の懸念及びニーズを考慮すること、並びに（a）及び（b）に規定する努力に参加するための開発途上国及び移行経済国的能力を改善することについて協力すること。

(d) 残留性有機汚染物質が生殖に係る健康に与える影響を緩和することを目指して調査を行うこと。

(e) この2に規定する研究、開発及び監視の活動の結果を適

時かつ定期的に公衆に利用可能にすること。

(f) 研究、開発及び監視により得られた情報の保管及び維持に関する協力を奨励し又は行うこと。

第十二条 技術援助

1 締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国からの要請に応じ適時のかつ適当な技術援助を提供することが、この条約を成功裡に実施するために重要であることを認識する。

2 締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国の特別なニーズを考慮して、これらの締約国がこの条約に基づく義務を履行する能力を開発し及び強化することを援助するため、これらの締約国に対し適時のかつ適当な技術援助を提供するよう協力する。

3 1及び2の規定に關し、先進締約国及び他の締約国がその能力に応じて提供する技術援助には、適當な場合には、相互の合意により、この条約に基づく義務の履行に関する能力形成のための技術援助を含む。締約国会議は、これについて追加的な手引を作成する。

4 締約国は、適當な場合には、この条約の実施に關連し、開発途上締約国及び移行経済締約国への技術援助を提供し及び技術移転を促進するための取決めを行う。この取決めには、これらの締約国がこの条約に基づく義務を履行することを援助することを目的とした能力形成及び技術移転のための地域及び小地域のセンターに係るものとを含む。締約国会議は、これについて追加的な手引を作成する。

5 締約国は、技術援助に関する措置をとるに当たり、この条の規定に従い、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼^{しょ}国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮する。

第十三条 資金及び資金供与の制度

1 締約国は、その能力の範囲内で、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するための各国の活動に関し資金面において支援し及び奨励することを約束する。

2 先進締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担することを可能にするため、資金供与を受ける締約国と6に定める制度に参加する組織との間で行われる合意に従い、新規のかつ追加的な資金を供与する。他の締約国も、任意に及びその能力に応じて、このような資金を供与することができる。他の資金源からの拠出も、奨励されるべきである。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに拠出締約国との責任分担が重要であることを考慮して履行する。

3 先進締約国並びに自国的能力、計画及び優先度に応じて他の締約国は、また、他の二国間、地域及び多数国間の資金源又は経路を通じて、開発途上締約国及び移行経済締約国によるこの条約の実施を援助する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これを利用することができる。

4 開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の

程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金、技術援助及び技術移転に関する約束の効果的な履行に依存する。経済及び社会の持続可能な開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるという事実は、人の健康及び環境の保護の必要性を検討した上で十分に考慮される。

5 締約国は、資金供与に関する措置をとるに当たり、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼^{しょ}国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮する。

6 開発途上締約国及び移行経済締約国に対し、この条約の実施について援助するために、贈与又は緩和された条件により適当かつ持続可能な資金供与を行うための制度について、ここに定める。

当該制度は、この条約の目的のため、締約国会議の管理の下に及び適当な場合にはその指導の下に機能し、締約国会議に対しても責任を負う。当該制度の運営は、締約国会議が決定するところにより、既存の国際的組織を含む一又は二以上の組織に委託される。当該制度には、また、多数国間、地域及び二国間の資金援助及び技術援助を提供する他の組織を含むことができる。当該制度に対する拠出は、2の規定に反映されるように及びこれに従つて、開発途上締約国及び移行経済締約国に対する他の資金の移転とは別に追加的に行われる。

7 締約国会議は、この条約の目的及び6の規定に従い、その第一回会合において、資金供与の制度の用に供されるべき適当な手引を採択するものとし、当該制度を実施するための取決めについて、

当該資金供与の制度に参加する組織と合意する。この手引においては、特に次の事項を取り扱う。

(a) 政策、戦略及び計画の優先度並びに資金へのアクセス及び資金の利用のための資格についての明確かつ詳細な基準及び指針（資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む。）の決定

(b) この条約の実施に関する活動のための資金供与の妥当性及び持続可能性についての定期的な報告書の当該組織による締約国会議への提出

(c) 二以上の資金源から資金供与を行うための取組方法、制度及び取決めの促進

(d) この条約の実施のために必要かつ利用可能な資金の額について、予測しかつ特定し得るような方法で決定するための方法であつて、残留性有機汚染物質の段階的な廃絶には持続的な資金が必要であることに留意したもの、並びにこの額の定期的な検討に関する要件

(e) 援助に関心を有する締約国との間の調整を容易にするため、利用可能な資金源及び資金供与の形態に関する情報をニーズの評価とともにこれら締約国に対して提供する方法

8 締約国会議は、第二回会合が終了する時までに及びその後は定期的に、この条の規定に基づいて設けられる制度の有効性、当該制度が開発途上締約国及び移行経済締約国の変化するニーズに対処する能力、7に規定する基準及び手引、資金供与の水準並びに

資金供与の制度の運営を委託された制度的な組織の業務の有効性について検討する。締約国会議は、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適切な措置（締約国のニーズに対応する適當かつ持続可能な資金供与を確保する措置についての勧告及び手引によるものを含む。）をとる。

第十四条 資金供与に関する暫定的措置

再編成される地球環境基金の設立のための文書に従つて運営される同基金の制度的な組織は、この条約の効力発生の日から締約国会議の第一回会合までの間又は締約国会議が前条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間、暫定的に、同条に定める資金供与の制度の運営を委託される主要な組織となる。同基金の制度的な組織は、この分野についての新たな取決めが必要となる可能性を考慮して、残留性有機汚染物質に特別に関連した運営上の措置を通じてこのような任務を遂行すべきである。

第十五条 報告

1 締約国は、この条約を実施するためにとった措置について及びこの条約の目的を達成する上で当該措置の効果について締約国会議に報告する。

2 締約国は、事務局に次のものを提出する。

(a) 附属書A及び附属書Bに掲げる化学物質のそれぞれについての製造、輸入及び輸出の総量に関する統計上の数値又は当該数値についての妥当な推定値

(b) 実行可能な範囲において、(a)の化学物質のそれぞれを

輸入した国及び輸出した国の表

3 報告は、定期的に、締約国会議がその第一回会合において決定する形式により、行われる。

第十六条 有効性の評価

1 締約国会議は、この条約の効力発生の四年後に及びその後は締約国会議が決定する間隔で定期的に、この条約の有効性を評価する。

2 1の評価を容易にするため、締約国会議は、その第一回会合において、附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる化学物質の存在並びに当該化学物質の地域的及び世界的規模の自然の作用による移動に関する比較可能な監視に基づく資料の提供を受けるための取決めを行うことを開始する。当該取決めは、

(a) 締約国により、できる限り既存の監視の計画及び制度を利用し、かつ、取組方法の調和を促進しつつ、自国の技術的及び財政的な能力に応じて、適当な場合には地域的に実施されるべきである。

(b) 地域間の差異及び監視の活動を実施するための能力を考慮して、必要に応じ補足される。

(c) 締約国会議が定める間隔における地域的及び世界的な監視の活動の結果についての締約国会議への報告を含む。

3 1の評価は、次の事項を含む利用可能な科学、環境、技術及び経済に関する情報に基づいて実施される。

(a) 2の規定により提供される報告及び他の監視の情報

(b) 前条の規定により提出される各国の報告

(c) 次条の規定に従つて定められる手続により提供される違反についての情報

第十七条 違反

締約国会議は、この条約に対する違反の認定及び当該認定をされた締約国の処遇に関する手続及び制度をできる限り速やかに定め及び承認する。

第十八条 紛争の解決

1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を交渉又は紛争当事国が選択するその他の平和的手段により解決する。

2 地域的な経済統合のための機関でない締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争について、同一の義務を受諾する締約国との関係において次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なのものとして認めることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a) 締約国会議ができる限り速やかに採択する手続による仲裁で附属書に定めるもの

(b) 國際司法裁判所への紛争の付託

3 地域的な経済統合のための機関である締約国は、2 (a) に規定する手続による仲裁に関して同様の効果を有する宣言を行うことができる。

4 2又は3の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言に付した期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託者に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

5 宣言の期間の満了、宣言の撤回の通告又は新たな宣言は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所又は国際司法裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

6 紛争当事国が2の規定に従つて同一の解決手段を受け入れている場合を除くほか、いずれかの紛争当事国が他の紛争当事国に対して紛争が存在する旨の通告を行つた後十二箇月以内にこれらの紛争当事国が当該紛争を解決することができなかつた場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により調停委員会に付託される。同委員会は、勧告を付して報告を行う。同委員会に関する追加の手続については、締約国会議の第二回会合が終了する時までに、締約国会議が採択する附属書に含める。

第十九条 締約国会議

- 1 この条約により締約国会議を設置する。
- 2 締約国会議の第一回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催する。
- 3 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合において締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。
- 4 締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその

補助機関の手続規則及び財政規則並びに事務局の任務の遂行のための財政規定をコンセンサス方式により合意し及び採択する。

5 締約国会議は、この条約の実施について絶えず検討し及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとし、このため、次のことを行う。

(a) 6に定める要請に応ずるほか、この条約の実施に必要と認める補助機関を設置すること。

(b) 適当な場合には、能力を有する国際機関並びに政府間及び非政府の団体と協力すること。

(c) 第十五条の規定に基づいて締約国に入手可能となつたすべての情報を定期的に検討すること（第三条2 (b) (iii) の規定の有効性についての検討を含む。）。

(d) この条約の目的を達成するために必要な追加の措置を検討し及びすること。

- 6 締約国会議は、その第一回会合において、残留性有機汚染物質検討委員会という名称の補助機関であつてこの条約により課された任務を遂行するものを設置する。これに関し、
 - (a) 同委員会の委員は、締約国会議が任命する。同委員会は、化学物質の評価又は管理における政府が指定する専門家により構成される。同委員会の委員は、衡平な地理的配分に基づいて任命される。
 - (b) 締約国会議は、同委員会の権限、組織及び運営について決定する。

(c) 同委員会は、コンセンサス方式により勧告を採択するためにあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらずコンセンサスに達しない場合には、勧告は、最後の解決手段として、出席しかつ投票する委員の三分の二以上の多数による議決で採択する。

7 締約国会議は、その第三回会合において、第三条2 (b) の手続を継続する必要性を評価する（その有効性についての検討を含む。）。

8 國際連合、その専門機関及び國際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この条約の対象とされている事項について認められた団体又は機関（国内若しくは國際の又は政府若しくは非

政府のもののいずれであるかを問わない。）であつて、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席及び参加については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

第二十条 事務局

1 この条約により事務局を設置する。

2 事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 締約国会議の会合及びその補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。

(b) 要請に応じ、締約国（特に開発途上締約国及び移行經濟締約国）がこの条約を実施するに当たり、当該締約国に対する支援を円滑にすること。

(c) 他の関係國際団体の事務局との必要な調整を行うこと。

(d) 第十五条の規定に基づいて受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期的な報告を作成し及び締約国に入手可能にすること。

(e) 締約国会議の全般的な指導の下に、事務局の任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(f) その他この条約に定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務を遂行すること。

3 この条約の事務局の任務は、締約国会議が、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決により、一又は二以上の他の國際機関に事務局の任務を委任することについて決定しない限り、國際連合環境計画事務局長が遂行する。

第二十一条 この条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国及び参考のため寄託者にも通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により

合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。

4 改正は、寄託者がすべての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。

5 改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対して書面により通告する。3の規定に従つて採択された改正は、締約国の少なくとも四分の三が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国について効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

第二十二条 附属書の採択及び改正

1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。

2 追加の附属書は、手続的、科学的、技術的又は事務的な事項に限定される。

3 この条約の追加の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。

(a) 追加の附属書は、前条1から3までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b) 締約国は、追加の附属書を受諾することができない場合には、その旨を、寄託者が当該追加の附属書の採択について通報した日から一年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた追加の附属書を受諾しない旨の通告を撤回することができるものとし、この場合において、当該追加の附属書は、(c)の規定に従うことを条件として、当該締約国について効力を生ずる。

(c) 追加の附属書は、寄託者による当該追加の附属書の採択の通報の日から一年を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかつたすべての締約国について効力を生ずる。

4 附属書A、附属書B又は附属書Cの改正の提案、採択及び効力発生については、この条約の追加の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。ただし、附属書A、附属書B又は附属書Cの改正が第二十五条4の規定に従つてこれらの附属書の改正に関する宣言を行つた締約国について効力を生じない場合は、この限りでない。この場合には、当該改正は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書を当該締約国が寄託者に寄託した日の後九十日目の日に当該締約国について効力を生ずる。

5 附属書D、附属書E又は附属書Fの改正の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。

(a) 改正は、前条1及び2に定める手続に従つて提案される。

(b) 締約国は、附属書D、附属書E又は附属書Fの改正に関しても提案され及び採択される。

コンセンサス方式により決定を行う。

(c) 附属書D、附属書E又は附属書Fの改正についての決定は、寄託者が直ちに締約国に通報する。当該改正は、当該決定において定める日についての締約国について効力を生ずる。

6 追加の附属書又は附属書の改正がこの条約の改正に関連している場合には、当該追加の附属書又は附属書の改正は、この条約の当該改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第二十三条 投票権

1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投する権利を使用する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を使用してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第二十四条 署名

この条約は、二千一年五月二十三日にストックホルムにおいて、同年五月二十四日から二千一年五月二十二日まではニューヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十五条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され又は承認されなければならない。この条約は、こ

の条約の署名のための期間の終了の日の後は、国及び当該機関による加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となつていなければ、この条約に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書において宣言する。また、当該機関は、その権限の範囲に関連する変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

4 締約国は、自国の批准書、受諾書、承認書又は加入書において、附属書A、附属書B又は附属書Cの改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合にのみ自国について効力を生ずる旨の宣言を行うことができる。

第二十六条 効力発生

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目に効力を生ずる。

2 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の

寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十七条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第二十八条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第二十九条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約の寄託者とする。

第三十条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名

した。

二千一年五月二十二日にストックホルムで作成した。

附属書A 廃絶

(平二二外告五二三・平二六外告四〇八・平二六外告三

○九・平二八外告四六一・平三〇外告三八〇・令五外告四〇三・令五外告四〇四・令七外告八六・一部改正)

第一部

化学物質								
製	用	使	造	製	用	使	造	製
クロルデン（*）	CAS番号三一九一八五一七	ベーターヘキサクロロシクロヘキサン（*）	アルファーヘキサクロロシンクロヘキサン（*）	CAS番号三一九一八四一六	アルドリン（*）	CAS番号三〇九一〇〇一一	アルドリン（*）	なし
登録簿に掲げる締約国に	なし	なし	なし	なし	現地の外部寄生生物駆除剤 殺虫剤	現地の外部寄生生物駆除剤 殺虫剤	なし	なし

CAS番号五七一七四一九

ついて認めることのできるもの

現地の外部寄生生物駆除

殺虫剤

シロアリ防除剤

建物及びダムにおいて使用するシロアリ防除剤

道路において使用するシロアリ防除剤

合板接着剤の添加物

CAS番号一四三一五〇一〇
クロルデコン (*)

商業用デカブロモジフェニルエーテル (CAS番号一一六三一九一五) に含有されているデカブロモジフェニルエーテル (BDE一一〇九)

用 使 造 製 用 使 造 製

登録簿に掲げる締約国について認めることが出来るもの

次に掲げる物品（ただし、第九部の規定に従うものとする。）
車両に用いる部品（第九部2に規定するもの）

その型式に係る承認が二千十八年十二月より前に申請され、かつ、二千二十二年十二月より前に受理された航空機及びその予備部品
不燃性の特性を必要とする織物製品（衣類及び玩具を除く。）
プラスチック製の容器並びに家庭用電熱器、アイロン、送風機及び投込み式電熱器（電子部品を含み、若しくは電子部品と直接接触するもの又は難燃性の基準に適合することが求められるもの）に用いる部品に含まれる添加剤（部品の重量に対して濃度が十パーセント未満のもの）
ポリウレタンフォーム
建築物の断熱のための

(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)

二二五

使 用	造 成	製 造	使 用	造 成	製 造	使 用	造 成	製 造	使 用	造 成	製 造
第二次治療としてのアタ リ	なし	なし	なし	なし	中間体 駆除剤の溶剤 閉鎖系の事業所内に限定 して使用される中間体	登録簿に掲げる締約国に ついて認めることのできるもの	第四部の規定に従う物品	なし	レノン（ただし、第七部の規定に従うものとする。）	ーズ法発泡ポリスチレン 及び押出法発泡ポリスチレン（ただし、第七部の規定に従うものとする。）	一ズ法発泡ポリスチレン 及び押出法発泡ポリスチレン（ただし、第七部の規定に従うものとする。）
CAS番号五八一八九一九 リンデン（＊）	ヘキサクロロブタジエン (CAS番号八七一六八一三)	ヘキサクロロベンゼン （CAS番号一一八一七四一一）	モジフェニルエーテル（＊） モジブロモジフェニルエーテル（＊）及びヘプタブロ	ヘキサブロモジフェニルエーテル（＊）							

(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)

二三五

メトキシクロル (*)	「メトキシクロル」とは、ジメトキシジフェニルトリクロロエタンのあらゆる異性体又はその組合せをいう。例えば、次のものをいう。	CAS番号七一一一四二二一五 CAS番号三〇六六七一九 九一二 CASS番号七六七一一一七 七一一 CAS番号一五一五〇六五一 一一五一九 CAS番号一五一五〇六五 一一六一〇 CAS番号五九四一一四一八 一一六 CAS番号一三三四八二五八 一七二一一四	造	製	用
マイレックス (*)			なし	なし	マジラミ及び疥癬 <small>かいせん</small> の防除のための人の医薬品
登録簿に掲げる締約国に					

			(i) ペルフルオロヘキサ ノスルホン酸 (PFHxS) (CAS番号) 五五一四六 一四) (分枝異性体を含 む。)
	(i) の塩 (ii) 化学的部分構造 $\text{C}_6\text{F}_{13}\text{SO}_2^-$ を構造要素の 一として有し、かつ、 PFHxSに分解する可能性 のあるあらゆる物質	(iii) ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及びPF0A 関連化合物 「ペルフルオロオクタン 酸 (PFOA)、その塩及びPF0A 関連化合物」とは、次のもの をいう。	
用 使	造 製	泡消火薬剤 なし その他の製造 この附属 書第十部の規定に従い、登 録簿に掲げる締約国につ いて認めることのできる もの	
CAS番号) 五一六七一 一) (その分枝異性体を	次に掲げる物品 (i)の附属 書第十部の規定に従うも のとする。 半導体の製造における フォトリソグラフィ又	(i) ペルフルオロオクタ ン酸 (PFOA)について は	

<p>(iii) (ii) 含む。) (i) の 塩 PFOA関連化合物。この条約の適用上、当該関連化合物には、PFOAに分解するあらゆる物質であつて、構造要素の一として化学的部分構造 ($C_{7}F_{15}$) Cを有する直鎖又は分枝鎖のペルフルオロヘプチル基を有する全てのもの（塩及び重合体を含む。）を含む。</p> <p>PFOA関連化合物には、次の物質を含まない。</p> <p>(i) $C_{8}F_{17}-X$ (この場合において、XはF、Cl又はBrとする。)</p> <p>(ii) $CF_3 [CF_2] n-R$ で表されるふつ化重合体 (n)の場合において、R_nは任意の基とし、n</p>	<p>はエッチングプロセスファイルムに施される写真用コーティング</p> <p>労働者の健康及び安全に対する危険となる有害な液体から労働者を保護するためのはつ油繊維及びはつ水繊維侵襲性医療機器及び埋込型医療機器</p> <p>液体燃料から生ずる蒸気の抑制及び液体燃料による火災（B火災）のための設備として搭載された泡消火薬剤（この物質を含まない。</p> <p>(iv) 九以上のふつ化炭素を有するペルフルオロアルカンスルホン酸（）</p> <p>ロゲン化物及び無水物を含む。）</p> <p>(v) 附属書第十部2の規定に従うものとし、移動式及び固定式のものを含む。）</p> <p>医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクチルブロミドの製造の</p>
--	---

<p>は十六よりも大きい数とする。）</p> <p>八以上のふつ化炭素を有するペルフルオロアルキルカルボン酸並びにホスホン酸（これら</p> <p>の塩、エステル、ハロゲン化物及び無水物を含む。）</p> <p>次の中のポリテトラフルオロエチレン及びポリふつ化ビニリデンの製造</p> <p>高機能の抗腐食性ガラスフィルター膜、水処理膜及び医療用繊維に用いる膜</p> <p>産業用廃熱交換器、揮発性有機化合物及びPMI-五粒子状物質の漏出を防止することができる産業用シリリング材</p> <p>送電用の高压電線及びケーブルの製造のためのポリフルオロエチレ</p>	<p>ためのペルフルオロオクチルヨージドの使用（この附属書第十部3の規定に従うものとする。）</p> <p>次の物品の製造のためのポリテトラフルオロエチレン及びポリふつ化ビニリデンの製造</p> <p>高機能の抗腐食性ガラスフィルター膜、水処理膜及び医療用繊維に用いる膜</p> <p>産業用廃熱交換器、揮発性有機化合物及びPMI-五粒子状物質の漏出を防止することができる産業用シリリング材</p> <p>送電用の高压電線及びケーブルの製造のためのポリフルオロエチレ</p>
--	---

ンプロピレン (FEP) の 製造	0リング、ベルト及び自 動車の内装用のプラス チック製装飾品の製造 のためのフルオロエラ ストマーの製造	ポリ塩化ビフェニル (PCB) (*)	なし		

までの直鎖塩化炭化水素及 びその混合物であつて、塩素 の含有率が全重量の四十八 パーセントを超えるものに 限る。) (+)	例えば、次に掲げるCAS番 号を有する物質は、当該塩化 パラフィンを含有する可能 性がある。	CAS番号八五五三五一八 四一八 CAS番号六八九一〇一七 〇一七 CAS番号七一〇一一一 一一六 CAS番号八五五三六一一 一一七 CAS番号八五六八一一七 三一八 CAS番号一〇八一七一 二六一一	潤滑油添加剤 (特に、自動 車、発電機及び風力発電設 備の原動機に用いられる もの並びに石油及びガス の探査における掘削並び にディーゼル油を製造す るための原油の精製に用 いられるもの)	皮革産業 (特に、皮革の加 脂)	天然ゴム及び合成ゴム産 業における伝動ベルトの 製造時の添加剤
造 製	用 使	造 製	用 使	造 製	用 使
登録簿に掲げる締約国に ついて認めることのでき るもの	鉱業及び林業におけるゴ ム製ベルトコンベアの予 備部品				
塩化パラフィン (クロロアル カン) (炭素数が十から十三 を含む。)	ポリフルオロナフタレン の製造 (オクタフルオロナ フタレンを含む。)	ポリフルオロナフタレン の製造 (オクタフルオロナ フタレンを含む。)	屋外用装飾電球の管 防水塗料及び難燃塗料 接着剤	軟質ポリ塩化ビニルに含 むもの)	

まれる二次可塑剤（玩具及び児童用製品に含まれるもの）を除く。）

次に掲げるもの（第十二部の規定に従うものとす
る。）

次に掲げるもの（第十二部の規定に従うものとする。）

バンパーシステム、ラジエーターグリル、スボイラー、車両装飾品、ルーフモジュール、ソフト型トップ又はハード型トップ、トランク蓋、リヤウインドウワイパー等の自動車（乗用車、モーターサイクル、農業用及び建設用車両、工業用トラック等全ての陸上車両を対象とする。）の部品

自動車、工学機械及び鉄道輸送用車両の工業用コーティングに係る用途並びに大型鉄鋼構造物用重防食被覆

採血管の機械的分離裝

偏光板のトリアセチルセルロース (TAC) フィルム
印画紙
第十二部2及び3に定める用途の物品の交換用部品

注釈

(i) 製品中及び物品中の意図的でない微量の汚染物質として生じている量の化学物質は、条約に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に掲げられているものとして取り扱わない。

(ii) この(i)の規定は、第三条2の規定の適用上、製造及び使用についての個別の適用除外と解してはならない。ある化学物質に関連する義務についての効力発生の日以前に製造された又は既に流通している物品の成分として含有されている量の当該化学物質は、この附属書に掲げられているものとして取り扱わない。ただし、締約国が事務局に対し特定の種類の物品が当該締約国において流通していることを通告した場合に限る。事務局は、その通告を利用可能にする。

(iii) この(iii)の規定は、化学物質の欄において名称に星印が付された化学物質については適用せず、また、第三条2の規定の適用上、

(iv) この(iv)の規定は、化学物質の欄において名称に星印が付された化学物質については適用除外については、すべての締約国が行使することができる第二部の規定に基づく流通している製造及び使用についての個別の適用除外と解してはならない。閉鎖系の事業所内に限定して使用される中間体の製造中及び使用中には有意量の化学物質が人及び環境に到達しないと仮定し、締約国は、事務局に対する通告により、附屬書D1の基準を考慮して残留性有機汚染物質の特性を示さない他の化学物質の製造において化学的に変換される閉鎖系の事業所内に限定して使用される中間体として、この附属書に掲げる化学物質の製造及び使用を認めることができる。当該通告には、当該化学物質の製造及び使用全体に関する情報又は当該情報についての妥当な推定並びに閉鎖系の事業所内に限定された工程の性質に関する情報（原料としての残留性有機汚染物質による変換されずかつ意図的でない微量の汚染の量であって、最終的な製品に含有されるものに関する情報を含む。）を含む。この手続は、この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、適用される。事務局は、当該通告を締約国会議及び公衆に利用可能にする。このような製造又は使用は、製造又は使用についての個別の適用除外と解してはならない。このような製造及び使用は、十年の期間を満了した後終了する。この場合において、関係締約国が事務局に新たな通告を送付したときは、締約国会議が当該製造及び使用についての検討の後に別段の決定を行わない限り、当該期間は、更に十年間延長される。この通告については、繰り返すことができる。

物品に含有されるポリ塩化ビフェニルの使用、第四部の規定に基づくヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルの使用並びに第五部の規定に基づくテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルの使用についての例外を除き、第四条の規定に従い自国について適用除外を登録した締約国が行使することができる。

(v) エンドスルファン原体 (CAS番号一一五一二九一七) 及びその異性体 (CAS番号九五九一九八一八及びCAS番号三三三二一三一六五一九) 並びに硫酸エンドスルファン (CAS番号一〇三一一〇七一八) は、残留性有機汚染物質として評価され及び特定された。

(vi) ペンタクロロフェノール (CAS番号八七一八六一五)、ソジウムペンタクロロフェナート (CAS番号一三一一五二一一及び二七七三五—六四—一四) (モノヒドラーートとしてのもの) 及びペンタクロロフェニラウラート (CAS番号三七七一一九四一九) は、ペンタクロロアニソール (CAS番号一八二五一一一四) の変換された生成物と合わせて考慮される場合には、残留性有機汚染物質として特定された。

(vii) (i) の規定は、この附属書第一部の表に掲げる化学物質の欄において名称にプラス印（+）が付された化学物質であつて、混合物におけるその濃度が全重量の一パーセント以上となる量のものについては、適用しない。

第二部 ポリ塩化ビフェニル

(a) 機器（例えば、ランスフォーマー、コンデンサー又は液体を含有する他の容器）内におけるポリ塩化ビフェニルの使用を、締約国会議が検討することを条件として、二千二十五年までに廃絶することに關し、次の優先度に従つて措置をとること。

(i) 十パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が五リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(ii) ○・○五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が五リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(iii) ○・○〇五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が○・○五リットルを超える機器を特定し及び当該機器の流通を中止するよう努めること。

(b) (i) の優先度に従い、ポリ塩化ビフェニルの使用を管理するため、曝露及び危険を減少させる次の措置を促進すること。
(i) 損傷しておらず、かつ、漏出していない機器内に限り、また、環境への放出による危険を最小限にし、かつ、速やかに是正することのできる区域内に限り使用すること。

(ii) 食品又は飼料の製造又は加工に関連する区域にある機器内で使用しないこと。

(iv) 懸架装置及び内部装置（トリム部品、吸音材、シートベルト等）

(b) この2(a)(i)から(iv)までに規定する車両に用いる部品

であつて、次に掲げる区分のうち一又は二以上のものに該当するもの

(i) 強化プラスチック（計器盤及び内部トリム）

(ii) ボンネット下又は計器盤下で用いる装置（端子板又はヒューズ盤、高電流用ワイヤー及びケーブル外被（点火プラグワイヤー））

(iii) 電気機器及び電子機器（バッテリーケース及びバッテリー

トレイ、原動機制御電気接続器、ラジオディスク部品、衛星ナビゲーションシステム、全地球測位システム及びコンピューターシステム）

(iv) 生地（後部荷室、内張り、天井の布、自動車の座席、ヘッドレスト、日よけ、トリムパネル、カーペット等）

3 2(a)に規定する個別の適用除外は、旧式の車両の耐用年数の終了の時又は一千三十六年のいずれか早い時に効力を失う。

4 2(b)に規定する部品についての個別の適用除外は、車両の耐用年数の終了の時又は一千三十六年のいずれか早い時に効力を失う。

5 その型式に係る承認が二千十八年十二月より前に申請され、かつ、二千二十二年十二月より前に受理された航空機の予備部品についての個別の適用除外は、当該航空機の耐用年数の終了の時に

効力を失う。

第十部 ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及びPFOA関連化合物

1 ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及びPFOA関連化合物の製造及び使用は、条約第四条の規定に基づいて、これらを製造し、又は使用する意思を事務局に通告した締約国以外の締約国について廃絶される。

2 泡消火薬剤に使用するPFOA、その塩及びPFOA関連化合物の使用について個別の適用除外を条約第四条の規定に従つて登録した締約国は、次のことを行う。

(a) 条約第三条2の規定にかかるらず、PFOA、その塩及びPFOA

関連化合物を含む又は含む可能性のある泡消火薬剤が、条約第六条1(a)に規定する環境上適正な処分の目的による場合を除くほか、輸入又は輸出のいずれも行われないことを確保すること。

(b) PFOA、その塩及びPFOA関連化合物を含む又は含む可能性のある泡消火薬剤を訓練に使用しないこと。

(c) PFOA、その塩及びPFOA関連化合物を含む又は含む可能性のある泡消火薬剤を検査に使用しないこと。ただし、放出された全量を封じ込められる場合は、この限りでない。

(d) PFOA、その塩及びPFOA関連化合物を含む又は含む可能性のある泡消火薬剤を、当該締約国がその実施に係る能力を有する場合には二千二十二年の末日までに、遅くとも一千二十五年

の末日までに、放出された全量を封じ込められる場所での使用に制限すること。

(e) 条約第六条1の規定に従い、PF0A、その塩及びPF0A関連化合物を含む又は含む可能性のある泡消火薬剤の在庫及び廃棄物について、できる限り速やかに環境上適正な管理を主導するよう確固たる努力を払うこと。

3 医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクチルブロミドの製造のためのペルフルオロオクチルヨージドの使用についての個別の適用除外に関し、締約国会議は、その第十三回通常会合及びその後は二回ごとの通常会合において、この個別の適用除外の継続的な必要性について検討する。この個別の適用除外は、いかなる場合にも、遅くとも二千三十六年に失効する。

第一部 デクロランプラス

1 デクロランプラスの使用は、第四条の規定に従い、これを使用する意思を事務局に通告した締約国について廃絶される。

2 物品の交換用部品及び修理に係る用途のデクロランプラスの使用についての個別の適用除外は、デクロランプラスが当該物品の製造に当初から使用されていた場合に適用するものとし、次の用途についてのみ、当該物品の耐用年数の終了の時又は二千四十四年のいずれか早い時まで利用することができる。

(a) 航空宇宙（例えば、航空機用エンジンのファンケースのゴムストリップ製品、空隙充填製品及びエッジシール製品、航

空機用エンジンの製造及び修理、電気機器、構造用パネル、航空機キヤビンの内装）

(b) 宇宙（例えば、人工衛星、探査機その他探査装置、有人キヤビン及び有人実験室、ロケットモータ用断熱材、地上支援装置）

(c) 防衛（艦艇、ミサイル、発射台、軍需品、通信装置、レーダーシステム及びライダーシステム、補助装置）

(d) 自動車（乗用車、モーターサイクル、農業用及び建設用車両、工業用トラック等全ての陸上車両を対象とし、ケーブル、ワイヤー、ハーネス、コネクター及び絶縁テープを含む用途）

(e) 農業、林業及び建設業で使用される固定式工業機械（例えば、タワークレーン、コンクリートプランター、油圧式圧碎機、ケーブル、ワイヤー、ハーネス、コネクター及び絶縁テープを含む用途）

(f) 海洋、園芸、林業及び屋外用電動装置

(g) 分析、計測、管理、モニタリング、試験、製造及び検査のための機器

3 物品の交換用部品及び修理に係る用途のデクロランプラスの使用についての個別の適用除外は、デクロランプラスが当該物品の製造に当初から使用されていた場合に適用するものとし、次の用途についてのみ、当該物品の耐用年数の終了の時まで利用することができる。この個別の適用除外は、遅くとも二千四十一年の末日までに締約国会議による見直しの対象とする。

又は不活性化若しくは無毒化する化学工程によるもの)

(iii) 放出の削減又は廃絶につながる工程への変更(例えば、閉鎖系への移行)

(iv) 燃焼温度、滞留時間等の要素を管理することを通じて、燃焼を改善し、かつ、この附属書に掲げる化学物質の生成を防止するための工程の設計の修正

C 環境のための最良の慣行

締約国会議は、環境のための最良の慣行に関して手引を作成することができる。

附属書D 情報の要件及び選別のための基準

1 附属書A、附属書B又は附属書Cに化学物質を追加する提案を行う締約国は、(a) に定める方法で化学物質を特定し、並びに当該化学物質及び適当な場合にはその変換された生成物に関する、(b) から(e) までに定める選別のためのすべての基準についての情報を提供する。

(a) 化学物質の特定

- (i) 商品名、商業上の名称、別名、ケミカル・アブストラクツ・サービス(CAS)登録番号、国際純正・応用化学連合(IUPAC)の名称その他の名称
- (ii) 構造(可能な場合には異性体の特定を含む。)及び化学物質の分類上の構造
- (b) 残留性(次のいずれかの情報を提供する。)
 - (i) 化学物質の水中における半減期が二箇月を超えること、土

中における半減期が六箇月を超えること又はたい積物中における半減期が六箇月を超えることとの証拠

(ii) この条約の対象とする」とについての検討を正当とする十分な残留性を化学物質が有することとの証拠

(c) 生物蓄積性(次のいずれかの情報を提供する。)

(i) 化学物質の水生種の生物濃縮係数若しくは生物蓄積係数が五千を超えること又はこれらの資料がない場合にはオクタノール／水分配係数の常用対数値が五を超えることとの証拠

(ii) 化学物質に他に懸念される理由(例えば、他の種における高い生物蓄積性、高い毒性、生態毒性)があることとの証拠

(iii) 化学物質の生物蓄積の可能性がこの条約の対象とすることについての検討を正当とするのに十分であることを示す生物相における監視に基づく資料

(d) 長距離にわたる自然の作用による移動の可能性(次のいずれかの情報を提供する。)

(i) 化学物質の放出源から離れた地点における当該化学物質の潜在的に懸念すべき測定の水準

(ii) 化学物質が別の環境に移動した可能性とともに、大気、水又は移動性の種を介して長距離にわたり自然の作用により移動した可能性を示す監視に基づく資料

(iii) 化学物質がその放出源から離れた地点における別の環境に移動する可能性とともに、大気、水又は移動性の種を介して長距離にわたり自然の作用により移動する可能性を示す環

境運命の性質又はモデルによる予測結果。主に大気中を移動する化学物質については、大気中における半減期が二日を超えるべきである。

(e) 悪影響（次のいずれかの情報を提供する。）

(i) この条約の対象となる化学物質とすることについての検討を正当とする人の健康又は環境に対する悪影響を示す証拠

(ii) 人の健康又は環境に対する損害の可能性を示す毒性又は生態毒性の資料

2 提案を行う締約国は、懸念に対する理由（可能な場合には、毒性又は生態毒性の資料と長距離にわたる自然の作用による移動の結果生じ又は生ずることが予想される化学物質の測定され又は予測された水準との比較を含む。）の文書及び世界的規模の規制の必要性を示す短い文書を提供する。

3 提案を行なう締約国は、できる限り及びその能力を考慮して、第八条6に規定する提案の検討に貢献する追加の情報を提供する。

当該提案の作成に当たっては、締約国は、いずれの情報源からの技術的専門知識も利用することができる。

附属書E 危険性の概要に関する情報の要件

検討の目的は、化学物質が、長距離にわたる自然の作用による移動の結果として、世界的規模の行動を正当化するような人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすかどうかを評価することである。この目的のため、附属書Dに規定する情報を更に十分に考慮し及び評価し並びに次の種類の情報をできる限り含む危険性の概要を

作成する。

(a) 発生源（適切な場合には次の情報を含む。）

(i) 量及び場所を含む製造に係る資料

用途

排出、漏出その他の放出

(ii) (iii) 量及び場所を含む製造に係る資料

(b) 懸念のある項目についての有害性の評価（複数の化学物質が関与する毒物学上の相互作用についての検討を含む。）

(c) 環境運命（化学物質の化学的及び物理的性質並びに残留性について並びにこれらの性質が当該化学物質の自然の作用による移動、環境媒体内及び環境媒体間における移動、分解並びに他の化学物質への変換などのような関連を有するかについての資料及び情報を含む。）。測定値に基づいて決定された生物濃縮係数又は生物蓄積係数については、監視に基づく資料がこの必要を満たすと判断された場合を除くほか、利用可能にする。

(d) 監視に基づく資料

(e) 現地における曝露^{ばくろ}、特に長距離にわたる自然の作用による移動の結果としてのもの（生物学的利用可能性に関する情報を含む。）

(f) 入手可能な場合には、国内における及び国際的な危険性の評価又は概要並びにラベル等による表示に関する情報及び有害性の分類

(g) 國際条約に基づく化学物質の位置付け

この条約に含めるかどうかの検討の下にある化学物質について、管理及び廃絶を含むすべての選択肢を網羅して、可能な規制措置に関する評価を行うべきである。この目的のため、規制措置に係る社会経済上の検討について関連する情報を締約国会議による決定のために提供すべきである。当該情報については、締約国間の異なる能力及び状況についての十分な考慮を反映させるべきであり、次の項目についての検討を含むべきである。

- (a) 危険を減少させるとの目標を達成するに当たっての可能な規制措置の有効性及び効率性
- (b) 技術的実行可能性
 - (i) 費用（環境及び健康に係る費用を含む。）
 - (ii) 代替となるもの（製品及び工程）
 - (iii) 技術的実行可能性
 - (iv) 費用（環境及び健康に係る費用を含む。）
 - (v) 有効性
 - (vi) 危険性
 - (vii) 利用が容易な程度
 - (viii) 利用可能性
- (c) 可能な規制措置の実施が社会に与える肯定的又は否定的な影響
- (d) 健康（公衆衛生、環境保健及び職場における衛生を含む。）
- (e) 農業（水産物の養殖及び林業を含む。）
- (f) 生物相（生物の多様性）

（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約） 四八／四一

経済的側面

持続可能な開発に向けた動き

社会的損失

(d) 廃棄物及び処分に関連し得る事項（特に、使用されない駆除剤の在庫及び汚染された場所の浄化）
(v) (iv) (vi) (i) (ii) (d) 廃棄物及び処分に関連し得る事項（特に、使用されない駆除剤の在庫及び汚染された場所の浄化）
技術的実行可能性
費用

(e) 情報の利用及び公衆のための教育
(f) 規制及び監視の能力の状況

(g) 国内において又は地域的にとられた規制措置（代替となるものに関する情報及び他の関連する危険の管理に係る情報を含む。）

附属書G 仲裁手続及び調停手続

（平二六外告三〇八・追加）

第一部 仲裁手続

この条約の第十八条2 (b) の規定の適用上、仲裁手続は、次のとおりとする。

第一条

1 締約国は、この条約の第十八条の規定に従い、他の紛争当事国に対する書面による通告により、紛争を仲裁に付することができる。通告には、請求の陳述書及び証拠書類を添付する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。

当事国も、当該最終決定を行つた仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

第二部 調停手続

この条約の第十八条6の規定の適用上、調停手続は、次のとおりとする。

第一条

1 紛争当事国によるこの条約の第十八条6の規定に基づく調停委員会の設置の要請は、事務局に対して書面で行う。事務局は、その旨を直ちに全ての締約国に通報する。

2 調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、三人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ一人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

第二条

一を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で調停委員会の委員を任命する。

第三条

事務局が第一条に規定する書面による要請を受領した日から二箇月以内に紛争当事国によるいずれかの任命が行われない場合には、引き続く二箇月の期間内に当該任命を行う。

第四条

調停委員会の二人目の委員が任命された時から二箇月以内に当該調停委員会の委員長が選任されなかつた場合において、いずれかの

紛争当事国の要請があるときは、国際連合事務総長は、引き続く二箇月の期間内に委員長を指名する。

第五条

1 調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続規則を定める。

2 紛争当事国及び調停委員会の委員は、当該調停委員会の手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

第六条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。

第七条

調停委員会は、設置された時から十二箇月以内に紛争の解決のための勧告を付した報告を行い、紛争当事国は、この報告を誠実に検討する。

第八条

調停委員会が付託された事項を検討する権限を有するか否かに関する意見の相違については、当該調停委員会が決定する。

第九条

調停委員会の費用は、紛争当事国が合意する配分により紛争当事国が負担する。調停委員会は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

(平成一六年四月二八日外務省告示第一七一号で平成一六年五月一七日に効力発生。なお、日本国政府は、同条約の加入書を寄託す

る際に、同条約付属書A第一部注釈(ii)の規定に基づき、家屋の構造物において使用するシロアリ防除剤であって、クロルデン及びヘプタクロルがその成分として含有されており、かつ、これらの化学物質に関連する義務についての効力発生の日の前に製造された又は既に流通しているものが、日本国内において流通していることを通告した。)

(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)

一一／一一